

議 事

午前10時 開議

○委員長（小野寺 重君） 出席委員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を始めます。

これより福祉部門に関わる令和4年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） それでは、福祉部が所管いたします令和4年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要について、主要施策の成果により主なものをご説明いたします。

初めに、福祉部所管事務における令和4年度の取組状況の総括についてであります。

当部は、総合計画の大綱にあります「健康で安心して暮らせるまちづくり」の「みんなで支え合う地域福祉の推進」「高齢者支援の推進」「障がい福祉の推進」を担っている部署であります。

まず、地域福祉の推進については、日常的な見守りや災害時の避難支援等の支え合いの体制づくりを社会福祉協議会とともに進めました。市内全ての行政区で取り組み、整備してきておりました避難行動要支援者の個別計画については、新規対象者の追加や要支援者の状況の変化に応じた情報の加除を行いながら、自主防災組織との連携を深め、支援体制の強化を図ってまいります。

成年後見制度については、令和4年4月1日より奥州市と金ケ崎町と共同で、奥州金ケ崎地域権利擁護あんしんセンターを設置いたしました。これは両市町の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、両市町を圏域とする中核機関として整備したものであり、新たな地域連携ネットワークの活用を目指しながら、判断能力が不十分であるなど支援が必要な人たちの権利擁護に資するよう今後も制度の利用促進を図ってまいります。

生活困窮者への支援については、生活困窮者自立支援制度に基づき設置しているくらし・安心応援室において、相談支援、就労支援、家計改善支援等の包括的支援を実施しました。今後も生活保護制度との連携による連続的かつ一体的な支援の実施を行ってまいります。

次に、高齢者支援については、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、より身近な地域として、8圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、基幹型包括支援センターが全体の統括を行い、地域に密着した総合相談や地域の課題解決に対応した事業運営の機能強化に取り組みました。

また、介護職員初任者研修受講料助成事業等により、市内の介護施設に従事する人材の確保と就業の定着に努めました。

次に、障がい福祉の推進については、障がい者が自立して生活ができる社会づくりを目指し、地域自立支援協議会等の関係機関と連携しながら、奥州市基幹相談支援センターを軸として、地域での相談支援体制の充実を図りました。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰が社会の各方面に影響を及ぼしたことから、国としても様々な施策が実施されました。これを受け、当部においては、物価高騰により家計に大きな負担が生じた低所得者を対象に給付金を支給したり、福祉サービスの維持や事業継続、利用者負担の増加の防止を目指し、市内の高齢者、障がい者福祉サービス事業所等に、新型コロナウイルス感染防止のための経費や光熱水費や食材費などの増加による運営経費のかかり増しを支援するための助成を実施しました。

以上、令和4年度事務事業の総括として申し上げます。

次に、令和4年度において、当部が重点的に取り組んだ主要施策の成果及び決算状況について、資料、主要施策の成果に関する報告書に基づきご説明申し上げます。

初めに、一般会計であります。

主要施策の成果に関する報告書23ページをご覧ください。

社会福祉総務費、コロナ対策を除くですが、地域福祉推進のための委託事業等を実施したもので、その決算額は、5億6,845万6,000円であります。

24ページをご覧ください。

コロナ対策、社会福祉総務費ですが、生活・暮らしの支援のための給付事業等を実施したもので、その決算額は3億1,101万4,000円であります。

25ページをご覧ください。

社会福祉施設管理運営経費ですが、奥州市社会福祉協議会の円滑な事業運営により、地域福祉充実を図るための補助、指定管理者制度に基づく江刺総合コミュニティセンターの管理運営の委託などで、その決算額は8,379万9,000円であります。

次に、28ページをご覧ください。

28ページ上段です。コロナ対策、老人福祉総務費、福祉施設等支援金交付事業ですが、介護サービス事業所における感染防止対策のかかり増し経費や食材費高騰などに対する事業継続のための支援を行ったもので、その決算額は5,756万円であります。

また、下段、コロナ対策、老人福祉総務費、価格高騰重点支援、福祉施設等支援金交付事業では、様々な社会情勢の影響による物価高騰に対する事業継続のための支援を行ったもので、その決算額は5,065万円であります。

同じく28ページ中段、老人福祉総務費、高齢者見守りサービス事業ですが、衣川地域の2地区を対象に、独り暮らし高齢者等の自宅に通信機能を内蔵した電球を設置し、電球の点灯・消灯状態により異常が感知された場合は、登録先に通知されることにより、高齢者の見守り体制の構築を図ったものであり、寄り添う奥州プロジェクト事業の一つであり、その決算額は52万1,000円であります。

次に、33ページをご覧ください。

コロナ対策、障がい者福祉総務費ですが、障がい福祉サービス事業を実施している福祉施設に対し、施設の安定運営のため、新型コロナウイルスの感染防止や物価高騰による経費増加の負担を支援するため、補助金等を交付し、その決算額は2,892万1,000円であります。

34ページをご覧ください。

自立支援給付等事業経費ですが、個々の障がいの程度により個別に支給される障害福祉サービスに係る給付事業を行い、障がい者の自立支援を行ったもので、その決算額は26億5,083万8,000円であります。

飛びまして、53ページをご覧ください。

53ページ、障がい児通所給付事業経費ですが、障がい者を有する児童の放課後等の安全確保や効果的な指導を行うため、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスへの通所に係る障がい児通所給付費を支給するとともに、高額障がい児通所給付費を支給したもので、その決算額は3億8,889万4,000円あります。

次に、55ページをご覧ください。

生活困窮者自立支援事業経費、コロナ対策を除くですが、生活困窮者に対する相談対応及び自立促進を図るため、メイプル地階の奥州パーソナルサポートセンター内のくらし・安心応援室に相談支援員、就労支援員等を配置し、自立促進、就労、家計改善に向けた支援を行ったもので、その決算額は3,916万1,000円であります。

次に、56ページをご覧ください。

生活保護扶助経費ですが、生活困窮者に対して、最低生活を保障するとともに、自立のための各種援護を推進したもので、その決算額は14億9,809万3,000円です。

以上が、福祉部所管の令和4年度一般会計決算の概要であります。

次に、特別会計に移ります。

当部が所管します特別会計につきましても、事業目的達成のため、効率的な財政運営に努め、適切に事務事業を進めてきたところであります。

それでは、介護保険特別会計（保険事業勘定）であります。

170ページをご覧ください。

認定審査等経費ですが、介護や支援が必要な方が適切な介護サービスを利用できるよう、迅速かつ円滑に要介護認定事務を進め、その決算額は8,030万1,000円であります。

171ページから177ページ上段までは、介護サービスの区分ごとに要介護者・要支援者の給付等の経費を計上しております。

次に、177ページをご覧ください。

一般介護予防事業経費ですが、住民が主体的に集い、いきいき百歳体操等に取り組む通いの場「よさってくらぶ」を支援したほか、介護予防に関する出前講座や講演会開催による普及啓発に取り組み、その決算額は1,037万1,000円であります。

同じく177ページ、総合相談事業経費ですが、支援を必要としている高齢者等の早期発見に努め、地域における適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげる等の支援を行い、その決算額は1億2,846万円であります。

次に、179ページをご覧ください。

在宅医療・介護連携推進事業経費ですが、医療と介護の両方を必要とする住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、切れ目のない効果的な医療と介護の提供体制の構築に向け、医療と介護の顔の見える関係づくりを推進し、医療・介護関係者の連携支援を行ったほか、出前講座による普及啓発に取り組み、その決算額は532万円であります。

次に、180ページをご覧ください。

生活支援介護予防サービス基盤整備事業経費ですが、地域で生活支援サービスを担う事業主体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーター及び協議体体制の充実を図り、地域の支え合い活動の支援を行い、その決算額は600万円であります。

同じく180ページ、認知症施策総合推進事業経費ですが、認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症高齢者とその家族の支援体制の構築のための事業に取り組み、その決算額は347万円であります。

次に、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）であります。

182ページをご覧ください。

一般管理経費ですが、まえさわ介護センターに係る経費で5,899万1,000円であります。

以上が、福祉部所管に係ります令和4年度の一般会計及び介護保険特別会計決算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（小野寺 重君） これから質疑に入りますが、質疑は要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いただき、審査の進行にご協力をお願いいたします。

また、正確に答弁をいただくため、質問者は質問事項のページなどを示していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、執行部側をお願いいたします。答弁する方は、委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

22番阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

細かくは4点なんですけど、大きくは2点をお伺いしたいというふうに思います。

主要施策27ページにございます、老人福祉総務費の中の医療介護従事者確保対策事業の中で、長寿社会課分についてと、その下にございます老人福祉総務費、介護職員初任者研修受講料助成事業についてお伺いしたいというふうに思います。

この成果についてどう分析をされているのか、そして、この数で今後、介護職の人材確保ができるのか、またこの維持ができるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

続きまして、主要施策の177ページの総合相談事業経費、それから180ページの認知症施策総合推進事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

相談事業ということで、支援を必要としている高齢者の早期発見に努めるのが総合相談事業でございますけれども、それと認知症施策総合推進事業ということで、認知症に関する様々な事業を行われておりますけれども、評価調書のほうの20ページ、120番と122番にこれが当たるわけなんですけど、現状維持ということになっておりまして、これから認知症の方々が相当増えるというふうに見込まれておりますけれども、相談事業も、認知症の推進事業も、このままでいいのかという危惧がございますので、効果、そしてこれからの対応についてお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） ただいまの阿部委員のご質問の1点目、主要施策の27ページ、介護職員の人材確保に関する件についてお答えさせていただきます。

まずは、この2点の事業、8期の介護保険事業計画でも大変大きな課題と捉えております介護人材の確保についてでございます。初任者研修の受講料助成につきましては、今年度11名ということで、昨年度の7名よりは3名増えてはいるんですけれども、おおむね過去を見ますと、10名程度の受講生がこちらの助成を受けていらっしゃいます。

ただ、やはりこの人数では、私どもは足りないと思っております。目指すところは20名から30名、こちらの初任者研修を受講していただき、助成金の請求をしていただきたいと考えているところでございます。

こちらの受講を受けている方々は、求職中に受講されて、あと介護事業所に就職するという方もいらっしゃると思いますが、多い方では、まず介護事業所に勤務されて、そこから、こちらの初任者研修を受講されて、さらに資格を取って、長く勤められるような形という方が多いように見受けられます。まずは、介護の職場に興味を持っていただき、その事業所に入るところに結びつきたいと考えているところでございます。

同じくこちらの奨学金の返済金の支援事業でございますが、こちら4年度は10名の方に、この10名のうち、2名は新規での申請になってございます。やはりこちらの奨学金の返済の支援事業につきましても、10名を少し超えるくらい的人数でございますが、下に健康増進課分ということで25件とありますが、このくらい的人数は介護事業所のほうの勤めている専門職の方への支援をしたいなと思っておりますので、さらなる周知、こちらの制度、特に介護事業所や学校さんへの周知に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 千葉地域包括支援センター所長。

○奥州市地域包括支援センター所長（千葉礼子君） ただいまの阿部加代子委員からの3点目と4点目の総合相談事業経費についてと認知症事業の経費について、ご質問にお答えいたします。

支援を必要とする高齢者の支援、総合相談事業ということですが、本市では令和2年度より、少子高齢化の進展に伴う支援体制の強化ということで、より身近な地域での相談窓口機能の強化を目的に、市内を中学校区単位を基本に8担当圏域に分けて、民間法人に地域包括支援センターを委託する体制整備を行っております。

そして、直営の基幹型センターということで、本庁舎内に基幹型の機能を残しまして、庁内連携、行政機能を生かしながら、統括しながら事業に取り組んでいるところでございます。

各圏域を担当する委託型センターにはワンストップということで、3職種、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種の専門職を配置しておりますので、それぞれの専門性を生かしながら、よりチーム力で困難な支援体制も早期にキャッチして、対応を支援しております。

また、各地域の相談窓口の周知ということで、民生委員さんの定例会とか各事業のほうに積極的に参加しながら、地域の情報をよりいち早くキャッチして、介護の相談に対応してございます。

昨今の総合相談事業は、やはり老老介護、そして独り暮らし高齢者ということで、家族が離れて暮らしている世帯が多くございますので、より、それらの多様化、困難なケースの事例に対しても早期に解決に努めているところでございます。そして

そして、4点目の認知症施策総合推進事業についてですが、これからは認知症の高齢者が増えるという、本市においても大きな課題と捉えております。

先ほどの包括支援センターには、認知症地域支援推進員ということで、介護保険法に位置づけられております認知症の医療や介護における専門的な知識を有する者を配置しなければならないということで、国で定められております。直営の基幹型センターにも1名の専任の会計年度任用職員と、認知症事業を担当する職員にも県、国の定める研修を受講していただいて、一緒に取り組んでいるところでございます。

委託型センターにおきましても、1名から2名の認知症推進員を配置いたしまして、認知症事業の取組について一緒に検討しているところでございます。

周知活動におきましても、各地域の課題に対応した認知症カフェの運営や、9月には世界アルツハイマーデーと月間ということで、各地域、普及啓発のために、図書館さんとか総合支所、イオンさんとか、いろいろな企業で、住民の方の目が届くような周知活動で、認知症の理解が進んでいただきますよう、一緒に取り組んでいるところでございます。ですので、いろいろ様々、認知症のこれからの課題に対する事業についても強化しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 22番阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

介護職の人材確保と就業定着につきましてですけれども、他市につきましても同じような事業をされておりまして、やはり奥州市として何かもう一押し、目玉となる事業、もしくは賃上げに対する何か対策を取っていかないと、新しい介護職の確保、そして就業定着にならないのではないかというふうに思われますけれども、この点、お伺いしたいというふうに思います。

それから、総合相談事業ですけれども、本当に丁寧に行っていただいて、いつもお世話になっております。本当にありがとうございます。

やはりこの総合相談事業もそうですし、認知症の施策の推進事業もそうなんですけれども、マンパワーが必要になってきますので、その辺の、これから増えてくると、相談事業が増えますし、認知症の方も増えるので、それぞれの事業に対してマンパワーが必要になってくると思いますので、その辺、現状のままのマンパワーでは駄目だと、対応できなくなるというふうに予想がされますので、もう少し手当を頑張っていただければと思うんですけれども、お伺いして終わります。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） 阿部委員の2回目のご質問の件でございますが、介護人材の確保と定着ということで、大変大きな課題を全国的にも抱えているなど感じているところです。そして、先ほどの助成事業に関しましては、やはり近隣市町村も同様の助成制度がありまして、どうしても地元へとか、あとは友達の方が学校に通っている市町村とかというところを選んでしまいがちなところもございますので、確かに市独自の趣旨としての目玉的な事業が求められているというふうに私どもも感じております。

予算的なところはいろいろと考慮しなければなりませんけれども、まずすぐできるような県の介護従事者確保の事業など、そういった他機関の事業に乗っかって、積極的にそういった事業を進めるとか、あるいはほかの制度で使っているような補助制度、ただ、家賃補助なども一つの案ではございますが、また、実家通いの方とかも多い職種でございますので、就職された方に広くメリットがあるような、そういった事業を検討していきたいと考えているところでございます。

また、事業所さん側の意見としまして、やっぱり人材確保が大変だというお話をアンケート等からも聞いてございます。今は若い方が求人サイトを見て申し込むという方が多くございまして、そういった求人サイトに申し込むためにも、紹介料といいますか、負担金が大変高うございまして、大変だというお話も聞いておりますので、そういった面も、いろいろな意見を聞きながら、今後の人材確保対策を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 千葉地域包括支援センター所長。

○奥州市地域包括支援センター所長（千葉礼子君） 先ほどの総合相談センター含め、支援となるマンパワーの確保ということですが、現在受託していただいております委託型地域包括支援センターの職員も、貴重な医療・介護に携わる専門職でございますので、法人の代表の方も含め、そういった人材が継続的に確保できるように、ヒアリングも丁寧に進めながら、現在の委託型地域包括支援センターの機能がよりアップするように、こちらも努めているところでございます。

また、昨今の複合的な課題を含む、高齢者だけではなく、子どもとか障がい含め、高齢者分野だけではない、そういった支援力というものが必要になっておりますので、庁内外の、そういう世帯を丸ごと支援できるような支援体制を今後構築していく必要があると考えております。

また、これから担い手となります大学生の社会福祉士とか看護職、それらの実習生を、ソーシャルワークのほうを積極的に受け入れながら、若い力のマンパワー確保に努めているところでございます。

また、専門職だけではなくて、より身近な生活支援を地域の中で、公的、インフォーマル含め、地域の中で支え合えるような地域共生社会の、そういった地域の方も含めたみんなで支える、我が事として支援できる体制をより今後も考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 26番藤田委員。

○26番（藤田慶則君） 26番藤田です。

1点だけ伺いをいたします。

主要施策の25ページ、社会福祉施設管理運営経費の中の5番、すば一く胆沢管理運営事業補助金をもうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思いますし、また、使用回数と延べ使用人数を把握されているのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいまのすば一く胆沢の事業補助の件で、もう少し詳しくということでしたので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

すば一く胆沢という施設は、胆沢地域の蛸の手親水公園内にございます屋内ゲートボール場でございます。こちらは奥州市社会福祉協議会の施設でございまして、他の社会福祉協議会さんが展開しております、例えば福祉センター等の運営費助成と同様に、運営に係ります費用を助成しているものでございます。

決算額が290万円ほどになっておりますけれども、例年、いわゆる管理経費、例えば光熱費ですとか、それからあと施設の維持管理に要します様々な経費、そういったものの分としましては、一昨年も97万円ほどの助成をしておりましたが、令和4年度におきましては、屋根の補修が必要になったということで、金額が大きくなっているものでございます。

利用状況でございますが、社会福祉協議会さんのほうから報告をいただいているものを拝見いたしますと、令和4年度は、日数で言いますと91日、それから利用の団体数で言いますと58団体、それから人数の延べの利用は3,287人の利用があったということでご報告を頂戴しております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 26番藤田委員。

○26番（藤田慶則君） 先ほど説明がありましたけれども、296万5,000円だったと。これは屋根の修理代が入っているからで、今年の予算を見ると97万9,000円ということで、それで、あそこの施設の

管理だけを任されているのか、それとも、庭、駐車場とか、それは社会福祉法人は見ないということでもありますか。こっちの親水公園は都市整備部の公園管理になっていると思いますけれども、そこまでは含まれていないという感覚でよろしいのでしょうか。

また、今年利用されている方から、ほかの市から来られている方に、随分、奥州市は管理が行き届いているんだなという皮肉を言われたそうなんです。草ぼうぼうの状態で、ここで福祉の部門じゃなくて、都市整備部の部門でやればいいのかどうか分かりませんが、そういう話もされましたので、外の管理はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 施設の管理という点では、周辺の敷地の公園に関しましては、無論、都市整備部さんのほうでの管理ということではございます。駐車場とかに関しましては、冬季間の除雪が必要になった場合に、決算書のほうにも除雪ということで出てまいります、当課のほうから発注をしまして、実施をしております、昨年は2回ほど実施をしたということでございます。

草の伸び加減ということでございますが、業務の範囲ということ言えば、あくまでも社会福祉協議会様が所有、所管をしております施設でございますので、日常的ないわゆるそういった管理につきましては、社会福祉協議会様のほうで行っていただいているというふうに認識はしております。

今回、状況をちょっと、事前にお問合せ等もあったものですから、都市整備部さんのほうで社会福祉協議会さんのほうに確認したところ、いわゆる施設の利用を、例えば利用する前に鍵を貸し出したりとかする管理員さんをお願いしていらっしゃるようなんですけれども、そういった方が時々草刈りをされていたりだとか、あと今回に関しましては、都市整備さんのほうで、公園の管理を委託している造園業者さんと草刈りを、今月に入ってからということで伺っておりましたが、実施をされたということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 26番藤田委員。

○26番（藤田慶則君） 同じような質問になろうかと思いますが、事務事業評価調書の中で、14ページ、ナンバー77ですか、その中で、課題と今後の方向性の中に、すばしく胆沢の将来的な在り方について、社会福祉協議会から相談がなされており、関係部署等での検討を行いながら対応していくとの記述があるわけでありましたが、どのように考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 先ほど冒頭で申しましたように、すばしく胆沢という施設が、いわゆるゲートボール専用の施設といえますか。そういう状況でございます。昨今は大分利用も減ってきているというふうな状況もございますし、社会福祉協議会さんとしては、施設の老朽化も含めて、いろいろ維持に費用が要しているという状況があるものですから、今後どうしていこうかというふうなことでのご相談をいただいているということでございます。

屋内ゲートボール場、市内では、雨天時でも使えるそういった施設というのは、あそこがすごく拠点といえますか、になっている状況もございまして、市外からのご利用等もあるというふうなことで伺っておりますので、そういった部分での対応を、当課のほうでは先ほど申しました施設の運営補助ということで、補助金対応しておるわけなんですけれども、施設そのものの利用という観点では、関連する部署とそういった協議を鋭意重ねているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

7 番佐々木委員。

○7 番（佐々木友美子君） 7 番佐々木です。

評価調書の14ページ、73番の権利擁護推進事業について伺いをいたします。

先ほど部長の主要施策の成果のところでもお話がありましたが、成年後見制度について、権利擁護あんしんセンターが昨年開設されて、1年半たったわけなんですけれども、ここの表では法人の後見受任件数が93%の達成度ということで書かれておりますが、聞くところによりますと、このあんしんセンターのいろいろなPRですとか、いろいろなところでの市民への周知が行き届いてきたということで、この成年後見に関する市民の関心度が高まっているということは聞いていました。

ただ、市民後見人の育成というのも言われているわけなんですけれども、その養成がどの程度なのか。そしてまた、専門的に成年後見をできる方々も、なかなかこの成年後見を受けていただく方が少ないというようなことで、市民の中で、将来の認知症であったり、障がいを持っている家族の関係で、成年後見についてお願いしたいというニーズはあっても、受けてくださる方が非常に少ないということの声を聞いているんですけれども、その辺についての課題や今後の取組についてお聞かせください。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいま権利擁護の関係の事業で、特に市民後見人の養成の分状況ということでご質問いただきました。

市民後見人の養成に関しましては、昨年度から金ケ崎町と協議会を組みまして、奥州市社会福祉協議会のほうに事業として委託をしております。令和3年度までも当市単独で社会福祉協議会のほうに、この権利擁護の関係の事業を委託しておりまして、その中で、市民後見の養成につきましても講座の開催という形で実施をしていただいております。

これまで延べ60人の受講をいただいているということで、昨年度は、講座開設をしましたところ、15人の受講をいただいたというふうな報告をいただいております。

委員ご質問のとおり、こういった中の方から、実際に後見人を受任していただく方が出てきていただく。もちろん例えば弁護士さんですとか司法書士さんのような専門家、そういった方々の業務も一部担っていただけるような形で、後見が必要な方に対応できるような形になっていくのを目指しておりますというところではございます。

ただ、なかなか、やはり後見人というふうな形での設定というのは、裁判所から認可を受けるというのが手続上必要になってきたりですとか、当然、様々な責任も併せて生じるということでございまして、現時点で、当市においては、養成講座の受講者の方の中から実際に後見人として受任をされているという方は、まだ生まれていないといえますか、実績がないということで伺っております。

責任、負担が大きいというのが一番最大の課題なのかなというふうに捉えておりまして、事業を実施しております協議会のほうの中では、例えばほかの地域ですと、専門家でいらっしゃる弁護士さんとか司法書士さんとペアを組んで、業務を受任されるとかといったようなことを行っている地域もあるようでございます。

そういったものを要は参考にしながら、養成講座の受講者の方々に意向をお聞きするということからまずアプローチをしていって、可能であればお引受けをいただけないかというふうなことのアプ

ローチを重ねていくということによって、養成講座修了者の方の中から市民後見人が誕生するということを働きかけていくということで進めてまいろうというふうな協議を協議会の中で進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋です。

私も準備していたのですけれども、佐々木委員に質問していただきまして、ありがとうございました。

それで、私のほうからは、2点ほど質問したいと思います。

委託料2,090万余の金額がありますが、これは社会福祉協議会さんへの委託料というようなことなのか、先ほど来おっしゃっております弁護士さん等の手数料ですとか、そういうものは入っていないのかというところを確認したいと思います。

それと、さらにネットワークを構築したというようなことがございました。この新しいネットワークというのは、どのようなネットワークを構築されたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） まず、1点目の委託料でございます。

今年度、当市の委託料が2,000万円強ということでございますが、これは先ほど佐々木委員のご質問の際にも申しましたように、令和4年度から当市と金ケ崎町で連携いたしまして、市民後見制度の運営協議会というのを立ち上げまして、これに基づいて、社会福祉協議会のほうにお願いをしている業務、1つは、権利擁護のセンターを立ち上げておりますけれども、そちらの運営に係る経費等、そういったものを、要は金ケ崎町さんと割合負担をいたしまして、実施をしておるものでございます。

社会福祉協議会さんのほうにお願いしております業務といたしましては、先ほど言いました、あんしんセンターの運営のほか、社会福祉協議会さんが法人として後見人を受任するというものも行っていただいております。ちなみに昨年度は、当市では、件数といたしましては12件、受任をしていたっているわけなんです、そういったことに関わります経費の部分の費用として、社会福祉協議会さんのほうにお願いをしておるものでございます。

それから、どのようなネットワークがつくられたのかというふうなことでございます。権利擁護につきましては、先ほど申しましたように、そもそも当市におきましては、社会福祉協議会さんのほうにお願いをしておった部分ではございますが、国のほうの法律によりまして、こういった権利擁護の関係の促進に関する基本計画をつくることというのが市町村の努力義務になったということで、金ケ崎町さんと連携をしてということで行ったわけなんですけれども、その枠組みの中に、市、町のみならず、弁護士さんですとか、それから行政書士さんですとか、そういったような専門家の方にも入っていただいたりして、権利擁護の体制を、こういったことを進めていくというふうなことを協議会という形で立ち上げておりまして、そういったものが新たなネットワークの構築というふうに私どものほうでは捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

幾つか確認させていただきたいのですが、恥ずかしいんですが、あんしんセンターというのは、場所はどこにあるのかというのが1つと、あとは、先ほど12件の受任が社会福祉協議会のほうでしたというようなお話でしたけれども、本来は弁護士さんであつたりとか、司法書士さんであつたりとかというところなんだと思うんですが、その方たちではなくて、社会福祉協議会が12件を受任したということ。そうすると、事務的な手続であつたり、裁判所からの許可だとか、契約というか、そういうことは社会福祉協議会さんがやっているのか、弁護士さん、司法書士さんがやっているのかというところの確認。

それとあと、今までこういう制度が活用されてきて、全体の累計で何人ぐらいの方がこの制度をご利用して、現在この制度を利用して生活されている、認知症ですとか、なかなか判断できない方が何人ぐらいいるか、また今後、高齢化社会を迎えて、どれぐらい見込みが増えていくようなことが想像されるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） まず、センターの場所でございますが、水沢の南町にございます総合福祉センターの北側と言ったらいいでしょうか、陸橋のすぐ下と言ったらいいんでしょうか、そちらのほうが設置場所になっております。

それから、法人後見に関してでございますが、法人としての社会福祉協議会さんが受任をされているということで申しましたので、裁判所さんのほうから要は後見人ということで発令といいますか、を受けるのが奥州市社会福祉協議会さんということで、実務的に業務に携わっていらっしゃる方というのが、このセンターの中にいらっしゃる職員の方がそれを業務として行っているという形でございます。社会福祉協議会さんが例えばどなたか弁護士さんをお願いをしてという形ではございません。法人である社会福祉協議会さんが行っているというものでございます。

なお、先ほど前段のご質問の中で、例えば弁護士さんの費用は入っているのかというふうなお話もございましたが、この費用の中には、今申しましたような形で、要はセンターの運営ですとか、法人後見を受任をしていただく業務に係る経費の部分でございます。ですので、協議会に参加をいただいている弁護士さんとかそういった方に対する、言わば協議の場の、会議の場に参加していただく場合のいわゆる謝礼等は当然経費には入っておりますが、いわゆる後見人業務を受任をしていただくための経費というものは入っておりません。

なお、これとはまた別に、言わば市のほうで申立てをする方が、例えば周りにご親族とかがいなかったりだとかというふうな場合に、市長申立てという制度を行っておりますけれども、昨年は1件行っておるんですけれども、そういった費用についてもこの中には入っておりません。

それからあと、今後の見通し、あるいは、これまでの経緯ということでございます。

後見人制度になりますと、何か施設に入所されている方が、例えば遠くの別の施設のほうに入居されるとかというふうなことがなければ、基本的には、要は判断能力が低下されているということで設定している後見人でございますので、一度その対象になりますと、その後もずっとというふうなことに、お亡くなりになったりだとか、今言ったような市外への転出というふうなことがなければ、基本は継続ということになります。

ですので、累計という形でちょっと統計は取ってはいないようなんですけれども、令和3年度におきましては、当市のほうで14人の方がご利用されていたということで報告はいただいております。

ちなみに、金ケ崎町さんについては、お二人という状況があるようでございます。

今、委員のご質問の中にもありましたように、今後、認知症等が進んでいってというふうなことになりますと、確かに成年後見、契約等に係る業務とかが必要になってきたときに、ご自身で判断できないといったような方が増えてくるということは、確かに想像はできるのかなというふうに思います。

ただ、具体的に、例えば令和何年度に何人ぐらいを想定というふうな形での具体的な数値は持っておりませんことから、先ほど佐々木委員のほうからのご質問にもありましたように、必要になったときの対応ができるようにということで、受任をしていただける体制をなるべく拡大していくことで、対応していこうというふうなことが現状で考えている状況でございます。

○委員長（小野寺 重君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） ちょっと制度のことについて、補足説明をさせていただきますけれども、成年後見制度には、大きく法定後見制度と任意後見制度というふうに分かれてございまして、任意後見制度は、本人の十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状況になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ後見人に権限を与えるということで手続を進めるというのが任意後見制度の概要でございますし、あともう一つが法定後見制度というものがございます。

こちらは本人の判断能力に応じて、後見、補佐、補助という3つの区分に分かれて、支援の在り方があります。その後見、補佐、補助をする方というのが具体的に誰なのかということでございますけれども、1つは、親族後見ということで、子、親、きょうだい、配偶者など、親族の方が後見人になれると。あるいは補佐、補助になれるというパターン。

あともう一つが、今話題にありました第三者後見ということで、弁護士とか司法書士、社会福祉士、あるいは今ありました社会福祉協議会等が法人後見人ということで、家族でない方の後見を行うというような分類がございます。

弁護士、司法書士、あるいは社会福祉協議会等の第三者の後見については、数が限られるということで、今後、後見を必要とする方が増えた場合に、家族のみでは対応できない場合にどうするのかということで、今後は、今ご指摘もありました市民後見人を充実させることで、今後の成年後見の利用促進につなげていきたいという趣旨で、現在計画を進めているところでございます。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

実は、成年後見制度は非常に有効な制度なのですけれども、やはり財産の管理ですとか、いろいろな管理のことも関わってくるので、意外と中身は、開けてみると結構シビアなというか、厳しい面もございすけれども、そのメリット・デメリットも含めまして、これから必要になってくる制度だと思います。

そしてさらに、佐々木委員もおっしゃっていたように、市民後見の方たちも受講されている方たちもいらっしやると伺いました。そういう方たちも協力していただきながら、社会福祉協議会さんとうまく調整しながら、今後ともこの制度を活用して進めていただければと思います。最後に所見をお伺いして終わります。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいま委員のほうからご質問といたしますか、ご発言いただいたように、いずれ、本当に万が一といいますか、あったときの、言わばセーフティーネット的な制度として設け

られているものがちゃんと機能できるようにというためには、本当に第三者の、万が一、要はご家族ですとか、そういった方のお世話はいただけないような状況の方でそういう状況が生じた場合には、やはり対応できるようにという体制を整えておきたいということのためのネットワークでございます。

そういった意味では、もちろん市民後見の方のみならず、例えば弁護士さんとか、行政書士さんとか、専門的な知見を要している方も、さらにより広い範囲で受任をいただいたりとか、同時に、可能であれば市民後見人もお引受けをいただける制度として運用ができるような形で取り組んでいくと。

なかなかご本人のいわゆる意思等が当然、必要になってまいりますことでございますので、一方的なお願いという形だけではなかなか難しい部分ございますが、いずれ連携をいたしまして、制度の周知の理解ですとか、そういったことを含めて、なるべくその拡大ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） ここで午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時15分 再開

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、福祉部門の質疑を行います。

27番今野委員。

○27番（今野裕文君） 27番でございます。

介護保険一般に関わってお尋ねをいたします。

まず、第8期介護保険計画にいろいろ書かれているわけですが、これについて、令和4年度、どういう総括をしているのかということをお尋ねいたします。

それから、待機者の問題で、何度もお話をしているわけですが、その状況と、対応がどうなっているのかお尋ねします。

もう一つは、22番委員がお話しされました介護職員初任者研修受講料助成事業、22番委員が言うのはもっともだと思うんですが、それにつけても、例年10人という話でしたけれども、令和元年度には24件あったと思うんです。7期で平均21件ということで、25件の目標設定をされているというふうにあると思うんですが、ここら辺どのように分析されているというか、どういうふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） お答えいたします。

初めに、介護保険の第8期計画の状況といいますか、現在のところどういった状況で捉えているかという部分でございますが、8期計画の給付の状況と、あと今、2か年終わってみて、そういった状況も見でございますが、コロナ禍であり、100%を超えるような給付の状況はサービスによって幾らかある程度で、給付費の実績としては96から97%程度の給付費の今のところの実績値となっております。

大きいところはちょっとそういったところと、あとは計画の中で、基盤整備に関する面でございますが、施設整備の状況、こちらお話しいただきました待機者の解消にもつながってくる部分でございます。

ますが、施設整備の状況として、8期計画のサービス基盤の計画では、一番大きいところの特別養護老人ホームの創設、70床という計画がございました。ただ、こちら、物価高騰等の事情など、事業者の都合で8期での創設は見送りとなっているところが一番大きいところでございます、そのほかの整備については、繰越し等ございましたけれども、年度が遅れましてもおおむね今年度までの整備として進んでおるんですが、やはりこの大きい創設、70床がなかったことで、今お話しいただきました待機者の解消、こちらが8期の計画期間中には解消が見込めないんじゃないかというところで、今そこも踏まえて、今月末には、今年4月1日現在の待機者の数の公表もあると思いますが、含めて、9期の計画の早い時期に解消できるような計画に持っていきたいと思っているところでございます。

あとは、人材確保の関係で、先ほどもありました初任者研修の受講料の助成ですけれども、今回11件で、昨年度は7件ということで、最近特にちょっと少なくなっております。それこそ元年度には20件を超える申請があったところなんです、やはりこれは、先ほどお話ししましたけれども、求職中にまず自分が受講するというよりは、まず就職先として介護事業所を選んで、面接してここに入りたいなというところから入ってから、資格を取って長く勤めていこうというような、そういう流れがやはり大半のようでございますので、ここは介護サービス事業所にまず興味を持って、そこにまず入るところをちょっと手助けできるような方策を考えたいと考えているところでございます。

やはり20件から30件程度のそういった初任者研修の受講をしていただいて、どんどん新しい介護職員の方が増えていただかないと、やはりどの事業者さんも今一番大変な時期というのは分かっておりますので、そういったところを特に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 27番今野委員。

○27番（今野裕文君） 27番今野です。

計画のような給付になっていないというお話でした。それで、財調の残高が10億ちょっと超える金額というふうになっているようでありますけれども、計画書には幾らと書いてあるのでしょうか。そこをお知らせいただきたいというふうに思います。ちょっと私、探せなかったのですが、お知らせをいただきたいと。

全部コロナのせいなのかというのは、ちょっと疑問を感じるんですけれども、その点どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

それから、特養の待機者については、計画上は令和4年度で82人になって、令和5年度でゼロになると、これ自体、私はどうなのかなと思うんですけれども、そういう計画をつくって審議会を通してあるわけですが、ただ、現実には令和3年4月1日に早急に入所させなければならない人が151人で、令和4年4月1日には213人で、逆に62人増えていると。ただ、先ほどの答弁ですと、特養の整備は70人が遅れたというような話ですけれども、当初の計画では令和5年度の整備計画でなかったかなというふうに思うんですけれども、それは大きな問題ではないんですが、これらについてどのように対処していこうとされているのか、お尋ねをしたいと。

このときの審議会には附帯意見がついているんですね、2つね。1つは特養をちゃんと計画どおり進めろというのと、もう一つは、先ほど来、問題になっている人材確保なわけですけれども、そこら辺、どのようにお考えかというのと、それから、6月の一般質問で、特養整備は困難なので、訪問系で何とか特例を使わなくてもやっていけるような仕組みをつくりたいというような答弁もされてお

ますが、もう少し具体的なお話をいただけないのかなというふうに思いますので、お尋ねをいたします。

それから、介護職員については、決定的なのは処遇でしょう、恐らく。処遇をよくしようと思えば介護保険料が上がると、こういう仕組みになっていますので、そこをやっぱり国に改善してもらおうという観点がどうしても必要だというふうに思うんですけれども、そこら辺がどういうふうに取り組まれているのかも含めてお尋ねをいたします。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） お答えいたします。

ちょっともし漏れていたらすみません、再度お話しいただきたいと思うんですけれども、8期計画での給付費が計画を割っている状況という、その中身ですが、先ほどもコロナの関係は話しておるんですが、確かにコロナは大きな要因であると捉えておりますが、そのほかにも、施設整備がもっと進むというような計画でしたので、そういったところもなくなっているの、そこは給付費として抑えられているというか、減少しているところというところも感じておるところでございます。

その分といいますか、基金の関係でございますが、そうした中で、今回、8期の計画期間中に5億円取り崩して、この3年間の計画期間の介護事業を行っていく予定にしておりましたが、思ったほどのそういった給付費の伸びがなかったことから、2年度末、介護の準備基金の保有見込額、計画書からいきますと8億5,000万円くらい、実際はもうちょっと残っていましたが、そういった基金の保有見込額8億5,000万円のうち、5億円を取り崩して、この8期の事業計画を運営していくという計画でございましたが、ちょっと全般的に施設サービスの分が抑えられたりとか、やはりコロナで居宅サービスが休止したりとか、あと利用者が感染対策のために利用控えされたりというところがやはりこの期間、特に多うございまして、各事業所さんで大分こちらのほうは経営的にも大変な部分があったと見ておりまして、それが給付費の状況にも表れてございます。

待機者の関係でございましたけれども、昨年、令和4年4月1日現在で213名ということで、その前の年からは大分増加してしまった結果でございましたが、やはり減らす見込みで計画を立てて事業を運営していく立場でございますので、この部分が一番大きい課題と捉えていまして、この解消に向けて今後、現在、今年4月1日の待機者の状況も詳しく見ながら、9期計画の早いうちに解消できるような方策につないでいきたいと考えております。

また、6月議会でご質問いただいた際にも話しておりました訪問型サービス、こちらのほうが、どうしても早期に施設に入所したい方、そういった個々の事情等を捉えながら、どのようなサービスが、どうしても施設でのこういったサービスがいいのか、在宅でいたいんだけど、ご家族の方、面倒を見る方等の関係から施設入所を考えなければならないという状況なのか、そういった個々の状況に応じて、家庭で介護できるようなサービス、そういった面もケアマネジャーさんが丁寧に今お話ししてサービス計画を立てていただいているようでございますので、こちらでもそういった中身を把握しながら、在宅で介護を続けられるような状況をつくっていききたいと考えているところでございます。

職員の確保について、今お話しいただきました介護職員の処遇に関しましてですが、こちらの部分がやはり職員さんにとってもですし、事業所さんでも人材確保のネックとなっている部分ということで、介護業界の賃金の底上げがとても重要な部分ということで、県を通じて、国への要望、こちらを強く要望し、継続しているところでございますが、さらに現状を把握して、引き続き国や県への要望

は、全国的な問題ですので、そこは強く要望を続けていきたいと考えております。

もし足りないときには、すみません、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 27番今野委員。

○27番（今野裕文君） 27番今野です。

そうしますと、ちょっと後で資料を頂いたほうがいいのかもしれませんが、財調に関して言えば、5億円程度になるという計算だったということになるんですか、今の答弁ですと。それが倍になっていると考えていいのか。

それから、どうもよく分からないんですが、早期に入所が必要な方の判定というのはケアマネジャーさんがされるんだと思いますが、その基準とかというのが多分あると思うんですが、前回の一般質問ですと、よく精査をすれば減るみたいな答弁だったような気がしますけれども、そんなことがあっていいのかなと思いましたが、そこら辺がどうなっているのか。

今のお話ですと、令和5年4月1日、令和4年3月31日、300とか250超えの数字が出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、どうなんですか。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） まずは基金の関係でございますけれども、7期が令和2年度に最終年度を迎えておるんですが、その際、8億5,000万円程度の残高を見込んでいたんですが、結果的に11億円程度の残額がございましたので、それを今回の8期計画で5億円程度、取崩しを考えていたところなんです、今のところといたしますか、3年度、4年度で1億2,000万円程度の取崩しとなっておりますので、今年度1年見た際にも5億円の取崩しというのは、まずないものと見込んでおります。

待機者の関係でございますが、6月のときにも少し話をしておりました、今回特に9期の計画を策定する年でもあるので、県のほうから何度となく通知やメールでさらに精査を加えてというような、全県的にそういった話があったんですけれども、もちろん毎年精査をして、報告していただいているところはそうなんです、県の取りまとめ状況から見た場合に、予約的な申込者を計上している保険者が、1件、2件じゃなく、見受けられるというような状況もありまして、今回特に精査してほしいというような内容でございます。

その精査の中身といたしますか、状況ですけれども、入所を希望している方のご家族さんの中で介護者がいて、居宅サービスの利用で在宅生活が可能と見られるであるとか、あとはもう家族自体が高齢であったり、要介護状態であったり、障がいがあったりということで、家族内での介護は困難であるとか、そういった細かい状況を把握して、早期に特養の入所が必要なのか、また、次には在宅での介護のサービスの利用、家族の介護に不安があつて、早急に入所までは必要ないけれども、1年程度で特養入所が必要となると見込まれる、あとは在宅での介護サービス利用、家族の介護等により、生活は難しいけれども、特養以外の施設、グループホームなどで対応が可能であるというような、そういった中身を見ながら、個々の状況を精査してご報告いただいているものの集計になります。

今回、そういったところも何度となくケアマネジャーさんに確認していただいて、昨年度の結果よりは精査して、増加しないような数値が見込まれるのではないかと考えているところでございます。

○委員長（小野寺 重君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 多少、補足説明をさせていただきます。



早期入所が必要な人という定義でございますが、今ご指摘いただいたように、その時々判断が異なるというものではなく、施設職員、あるいはケアマネジャー等が必要と認めた方がそれに該当するというので、これまでも今後も変わりはありません。

ただ、課長が今少しご説明した中で、予約的な申込みがあった場合に、それが本当に早期に入所が必要な方に当たるのかというところの確認はしたほうがいいのではないかというような県の指摘があったというような意味だと考えてございます。

私も実際、施設入所判定委員会に出席したときがあるんですけども、早期に入所が必要だと判断されて、入所のご案内をしても、結局、もう少し頑張れるから、あと半年待ちますというような事例も多々ありますので、それを家族が頑張れるということは、本当に早期に必要なのかというような実態もございますので、その辺も併せて精査をするべきだということでございます。

○委員長（小野寺 重君） 27番今野委員。

○27番（今野裕文君） 令和4年度でそういう方は何人いたか、分かりますか。分かれば教えていただきたいんですが。

○委員長（小野寺 重君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 私は、5年前に胆沢総合支所のほうにいた際に委員となっていたものでございまして、現在その場面に立ち会ってございませぬので、私自身はその件数は把握してございませぬが、この減少については現場で常々言われていたこととございませぬので、今なくなっているというようなことではないというふうな感触を持っております。

○委員長（小野寺 重君） 27番今野委員。

○27番（今野裕文君） じゃ、後で調べて教えてください。何年か分か。

○委員長（小野寺 重君） どうですか。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 全施設でそういったことがあるのかどうか、ちょっと私自身は把握してございませぬが、胆沢総合支所にいた際に、判定委員会でそういった事例があったということでございませぬので、網羅的にご報告するというのは、現時点では難しいのかなというふうに考えてございませぬ。

○委員長（小野寺 重君） 今野委員、どのような扱いをすればいいと。

○27番（今野裕文君） 分かりました。合計は出ないということでしょう。

○委員長（小野寺 重君） では、そのように。

ほかに。

3 番菅野委員。

○3 番（菅野 至君） 3 番菅野至です。

事務事業評価調書14ページ、連番で言いますと72番、避難行動要支援事業について2点お伺いします。

指標になっている令和4年度の避難行動要支援者避難計画の登録数が達成度80%であったということですが、これに対する評価というところと、あと、分かる部分でよろしいですので、残り20%達成できなかった部分の理由をお聞かせください。

もう一つです。ここにあるにこにこネットの構築であつたりとか、緊急連絡カードの配置であつた

りとかというところの令和4年度の実績について教えていただければと思います。

以上2点、お願いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 避難行動要支援者台帳、こちらのほうの登録人数が目標に対しまして80%ということでの評価ということ、それから、まだ目標を達成していない部分があるということですので、その辺の部分と、あとにここネット、あるいは緊急支援カードの配付状況ということについて、私のほうからお話をさせていただきます。

避難行動要支援者の支援事業につきましては、社会福祉協議会様のほうに事業の委託という形を行っておりまして、1つは、災害等何かあったときに避難が必要な方というのを、各行政区ごとに対象者をお調べいただいてということが大きな業務の内容なんですけれども、例えばどういう状況の人です、例えば独り暮らしのご高齢の方ですとか、障がい者のあるご家庭ですとかといったような状況とか、さらには何かあったときに連絡をする先、それから地域の中で何かあったときに避難するときにご協力いただける方、それからあと、避難するときどこに避難所に避難するかとか、そういったような情報を登載するものが台帳ということでございます。

こういった台帳を関係機関、行政機関のみならず、地域の自主的な防災組織等を含めて、要は情報共有をしておりますよということについて、ご本人様からご了解をいただいたものというのが、この台帳登録者という人数ということになりまして、1,366人と、昨年度末ということでございます。

この事業の取組に当たりまして、立てた目標に対しまして達成率80%ということでございます。実態といたしましては、そもそも支援が必要な方がいるということに関しましては、対象を特定させるものではございませんでしたので、ある程度、言わばこのくらい発生するのではないかなというふうな目標を立てたものに対して、状況を精査をしたりですとか、あと実は令和4年度末現在では1,366件なんですけれども、これも移動がありましたとかすると毎月報告をいただいているんですが、直近ですと、1,336人ということで、実は減少しております。

これは、例えば独り暮らしのご高齢の方ですと、何かの老人ホームみたいなところに施設の入所等、言わばその地域で見守りの対象とする必要がなくなったりだとか、入所も例えば市内だけでなく市外にいらっしゃったりだとか、あとは当然、お亡くなりになったりですとか、といったようなこととか、さらにその状況を精査していったらば、ご家族の状況、ご家庭の状況が変わってきて、言わば支援対象として登録しておく必要がなくなったみたいな状況の変化があったとか、そういったようなことも含めて確認をしていく中で移動が生じまして、件数が減っているというものでございます。

無論、調査が行き渡らないがゆえに、結果として対象としての把握が漏れていたりですとか、あるいは状況が変わって、逆に新規で出てくるというふうなケースも当然ございます。そういった部分では、この目標に対する達成率80%というのは、言ってみれば、この事業取組に当たりまして立てた、言わば目標としての数字ということで、20%の未達成があるというふうには私どものほうでは、指標的に定義をしますと80%ですから、残り20%ということではあるんですけれども、この目標の言わば対象者数というところと言うと、若干ちょっと変動等があるのかなというふうに思っております。

それから、この事業概要のところに書いてございます平常時の見守り体制、ここネットというものでございますが、こちらは事業を受託していただいております社会福祉協議会様のほうで、例えば先ほど対象者として独り暮らしのご高齢の方ですとか、あるいは障がい者のある方ですとかいった

ような、何がしかのご家庭の状況から見て、日常的に例えば様子を伺ったりですとか、お声がけを試みたりみたいな取組、いわゆる見守り、そういったものが必要な方を対象として捉えるというのを、にこにこネットという名称で管理をしていただいております。ちなみにこちらは、今年の8月末現在ですけれども、1,783人を対象として登録をしていただいております。

なお、ちょっと事業の業務の中身で、緊急連絡カードの配置をというふうなものでございますが、こちらについては、ちょっと全体としての件数、何枚配置をしているかというふうなものについては、統計としてちょっと取っておりませんでした。いずれ緊急支援カードを作っていることについて、ご本人からご了解をいただいた方の中で、例えば何か消防の救急車がちょっと来て、何かあったときに、先ほど申しましたように、緊急連絡先等も記載をしてございます。

そういった状況から、それを救急隊のほうに提供するといったようなことについて、対象者のうちご了解をいただいた方については、この台帳の内容を自宅内に、例えば玄関先とか、そういったところで掲示をさせていただくというふうなことで対応しているものが、この緊急連絡カードでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 3番菅野委員。

○3番（菅野 至君） 3番菅野至です。ありがとうございます。

再質問させていただきますが、にこにこネットについては、基本的には多分、平常時の支援になるかなとは思われるんですが、そういった中で、先ほど質問させていただきました、にこにこネットとか、緊急連絡カードとかですが、これらが実際に災害時に生かされた事例というのは令和4年度であるのでしょうかというところと、あと、1回目の質問とはちょっと外れるんですけれども、多分この取組の中では、防災担当部局との連携というのが必要になってくるかと思いますが、そういった連携というところは、平常時、災害時、どのように行われているかというところを教えていただければいいでしょうか。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 実際の災害時、緊急に何かあったときにこれが活用された事例といえますか、状況についてということでございましたが、こちらにつきましても、例えばカードであったりだとか、あるいは台帳であったりだとかといったようなものが実際に避難行動でというふうなもので活用されたということは、統計的に件数を把握しているというものはございませんので、ちょっとお答えいたしかねる状況で、ご容赦願いたいと存じます。

あともう一つ、後段でお話をいただきました、いわゆる防災担当課といいますか、防災関連との連携という部分でございますが、全く委員お話しいただいているとおりでございます。当課で社会福祉協議会様のほうにお願いをしておりますこの支援事業につきましても、あくまでもそういった地域の中で、平常時の見守りも含めてですけれども、要は何がしかの支援が必要な方を、言わば関係機関、あるいはそういうところで情報を共有して、地域の中でこういう方がいらっしゃるということを把握した上で、何かあったときに対応できるようにということでございます。

その制度設計の根底には、地域の言わば共助といいますか、そういったようなものを前提としたものでございますので、例えば地震ですとか、あるいは洪水ですとか、洪水とかのほうがあればかもしれませんが、いずれ何か災害が発生をしたというふうな場合には、実際に例えば支援をされる方という

のは、先ほどの事業対象者として登録になっている方であれば、地域の中のどなたが支援するかというふうなものが言わば台帳に記載されている、その記載されている方が、実際に何かあったときに支援に動くという、言わば実働の部分が伴って初めて実効性が生まれるのかなというふうには思っております。

その部分につきましては、市民環境部のほうでは、各地域の中で自主防災組織の立ち上げといたしますか、運営といたしますか、そういったことを進めていただいているわけなんですけれども、そういったところと、この台帳の情報共有先としましては、地域の自主防災組織、あるところでは防災組織でしょうし、地域の言わば行政組織というか、町内会のような組織ですとか、そういったところとの共有というふうなことをそもそも前提として、それをご本人様からご了解をいただいてということで行っておりますので、やはり何かあったときには、その実効性が担保されるといたしますか、実際に機能するといたしますか、そういった働きを高めていくということが、要は担保といたしますか、必要な部分だろうなと思っておりますので、そういった連携を対応しているという状況でございます。

○委員長（小野寺 重君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） ちょっと多少、補足説明をさせていただきますけれども、避難行動要支援者に係る台帳というのは、他者からの支援がなければ避難できない在宅者で、かつ、家族等による避難支援が受けられない方を対象に作成している避難支援の情報を記載した台帳で、地域の支援者の間で情報共有を行っているというものでございますので、災害が発生したときに誰を助けたらいいのかというのがあらかじめ分かっているものでございますので、そういった意味では、やみくもにといいますか、手当たり次第支援するということじゃなくて、その地域の中で支援すべき人、あるいは誰が支援すべきかというのをあらかじめ共有している前提で、こういった台帳が整備されているものということでございます。

○委員長（小野寺 重君） 3 番菅野委員。

○3 番（菅野 至君） ありがとうございます。

今の答弁ですと、基本的には情報を集めて、情報を地元の自主防災組織だったりとか、そういうところに流しますよということなんです、ちょっとこれ、なぜ今回質問したかと申しますと、前回の大雨のときに、ちょっと地元、お隣のおばあちゃんが、なかなかちょっと避難先を決められなくてということがあったので、ちょっと聞きたかったんですけれども、今回この質問の中であったのは、この事業というのは基本的には情報を集めますよということだと思うので、これからこの事業を活用する中で、この課題と今後の方向性の中にあると思うんですけれども、やはり先ほど来おっしゃっています住民相互による支え合いの体制づくりというところが、やはり私も重要だと思います。

ただ、そういった中で、この事業で集まる情報というのをいかに地域の共助の活動に生かせるかというところが今後の避難行動、特に甚大な災害が多くなっていますので、そういった中で、こういった行動につなげていくというのがとても重要な要になっていくと思うんですけれども、その点に関して、所見をお伺いして終わりたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいま、いかにそういった情報共有といたしますか、情報が集まったものをいかに実際の行動のときに活用できるように共有していくかということがキーじゃないかということでの質問をいただきました。

委員ご発言のとおりでございます。先ほどちょっと前段でお話し申しましたように、何かあったときにというのは、それが単に言わば共有されている情報としてお互いが了解をしていくということだけじゃなくて、それに基づいて、実際に何かあったときに行動がされる、避難支援であれば、避難所への支援を例えばサポートする方がいらっしゃったり、その方がお声がけに動くですとか、先ほどの委員の例のお話ですと、避難所がどこに行ったらいいかみたいなことで苦勞されたというふうなことがございました。

そういった意味では、そういう日常的に、例えば何かあったら、避難所はどこですよみたいなこととかというのが、ご本人も含めて共有をされているというふうなことがより広がっていく。さらにそれが、さっき申しましたように、いざというときにはそれが実施が伴うといいますか、そういったような形が出来上がっていくというのが、すごく重要なんだろうなと思います。

その意味では、先ほどちょっと、地域の中で自主防災組織みたいなものがある地域もあれば、あるいはそういった団体、組織があるというふうなことでお話し申しましたが、そういった組織がもちろん広がっていくことというのが必要なんですけれども、その必要な中身というのが、組織が立ち上がるだけじゃなくて、そういった言わば実効性といいますか、そういったものというのが広く共有をされて、より多くの方にご理解をいただいてというふうな形で進んでいく、そういった地域になっていくというのを目指していくべきなんだろうなというふうに考えているところです。

そのために、関係機関と私どものほうでも協力をしながら取り組んでまいりたい、いかなければならないというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） あと何人ありますか。

それでは、午後1時まで昼食のために休憩します。

午前11時58分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時 再開

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、福祉部門の質疑を行います。

9番小野委員。

○9番（小野 優君） 9番小野です。

先ほどの3番委員の質問に関連してお伺いいたします。

個別避難計画の情報共有に関してなんですが、昨年度の決算委員会においても、やはり個人情報の壁があるということで、条例の制定についてのお考えはというところで、その段階ではしていませんというお話でしたけれども、この間、情報共有に向けての条例制定に関して検討されてきたのか。また今後、もしされていないのであれば、制定について考えるお考えがあるのかどうか、お聞きいたします。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 避難所のほうの連携のために、それを可能とする条例、個人情報のほうの関係の条例制定の検討の有無ということでございましたが、昨年度の決算以降、具体的に条例改正に向けてというふうなことでの検討は、今の時点では行っておりません。

もちろん実際の避難を有効にするためにということであれば、そういった連携が事前に共有されているというふうなことが重要な役割といたしますか、効果があるのはそのとおりかなとは思いますが、県内でも実際にそういった条例を制定しているのは、市では花巻市のみということでございまして、当市でもやっぱり市民理解、一番ベースの部分にあるのは、そういった情報が共有されるということに対する理解をいただくというのが一番ベースになるのかなと思っておりまして、まだ具体的な内部でのそういった状況の把握というふうなことのみでとどまっております、具体的な検討というふうなことには至っておりません。

今後の方向といたしまして、もちろんその可能性を排除するわけではございませんけれども、先ほど言いましたように、いかに理解を得ていくかといいますか、実効性を高めていくためのというふうなことの協議の中で、そういう先に出てくる、もしそういったことの体制を整えましょうというふうな話になってくるようであればというふうなことになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。

今の3番委員、9番委員の要支援者に関連して伺いますけれども、先ほどの一番最初の部長の総括説明の中では、資料として配られているこの部長の読み上げたところの1ページに、確かに地域福祉の推進の中で、自主防災組織との連携を深めた上で、避難行動要支援者の個別計画を進めていくというお話でありましたけれども、自主防災組織との連携という意味で、作られた名簿がしっかり有効なものになるために、現実には災害が起きたときにしっかり機能するために、私は避難訓練等をするということも必要ではないかなと思うんですが、そういった情報は福祉部として、避難訓練を行ったという情報が入っているのかどうか、伺います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） この避難行動要支援事業を当課のほうで行っているわけですが、当課としまして、その実効性を高めるといいますか、例えば自主防災組織等、あるいは地域における避難訓練等、この名簿を活用して、例えばどこどこでやりましたとかというふうな情報の把握ということについては、特に当課のほうでは行ってはおりません。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 避難訓練であれば、市民環境部のほうにも関連する、あるいは協働まちづくり部、そういった横の連携というのが必要なことだと思いますので、その辺は、名簿を作るための最初の前段階は確かに福祉の仕事ではありますけれども、やっぱりそれは現実には災害に遭ったときに生かされなければならないものだと思いますので、そういった点で、他の部署との連携が必要であると思いますので、改めて部長に見解を伺って終わります。

○委員長（小野寺 重君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） ご指名でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

防災担当部署との連携ということでございますが、こちらにつきましては、これまでも実際、現場で窓口といたしますか、連携をしていただいております社会福祉協議会を合わせて3者で毎年2回なり3回なり、現状の把握、あるいは課題に向けた対応方針について、毎年度取り組んできてございます。

その中で必要な見直しをこれまでもやってきてございますし、避難訓練につきましては、やらなけ

れば効果が、あるいは検証ができないということで、やっていただくことが重要なのかなというふうに思っていますが、ただ、私たちだけがやるわけではなくて、地域の方々のご理解、ご協力であるということですので、そういった重要性を認識していただけるように説明を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小野寺 重君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） 今のご指摘は非常に重要なご指摘で、国でもこれだけ災害が甚大化しているときに、避難の仕方というのを工夫しろという話になっています。

ですから、これは福祉部だけの話じゃないので、防災組織の中で、避難するときに、要支援者の方の情報をどのような形で、事前に持っているのか、それとも避難が実際に起こるときに情報を共有化できるような形にするかも含めて、ちょっと避難体系の中で考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 8 番東委員。

○8 番（東 隆司君） 8 番東です。

主要施策から 2 点、お伺いをいたします。

1 点目は、主要施策 28 ページ、コロナ対策、老人福祉総務費の中の奥州市介護・福祉サービス等事業継続支援補助金 2,998 万 2,000 円、これの交付先はどこでしょうか、お伺いします。各一つ一つの施設なのか、それを経営する法人宛ての補助金でありますか、お伺いします。

2 点目は、30 ページの老人クラブの関係でお伺いいたします。

1 点目は、単位老人クラブでございますけれども、ただいまクラブ数が 108 クラブということのようでございますけれども、このクラブの推移、過去二、三年ぐらいのところ、多分減少しているのではないかなというふうに思うところがございますけれども、どのようになっているか、お伺いいたしますし、全市の状況が 1 つと、それから旧 5 市町村の水沢、江刺、前沢、胆沢、衣川の中で特に減少が著しい地域等があるのか、ないのか、お伺いをいたします。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） 大きく分けて 2 点についてお答えいたします。

1 点目のコロナ対策、事業継続支援補助金の関係でございます。52 法人等に支給しておりますが、こちらはサービス事業ごとではなくて、事業者といいますか、法人とか、そういった事業者のくくりでの支援金の交付になっております。

2 点目の老人クラブの関係でございますが、令和 4 年、全部足しますと 108 クラブということで、昨年度、令和 3 年度には 111 クラブございまして、その前の令和 2 年度ですと 114 クラブでございました。毎年といいますか、減少傾向にあり、3 クラブの減少が続いているという状況でございます。

旧市町村といいますか、地域の単位で見ますと、老人クラブの組織があるのが衣川以外の 4 地域でございますが、大きいところだと、3 年度から 4 年度に 3 クラブ減少しておりますが、水沢地域で 2 クラブ、江刺地域で 1 クラブ減少しておりますが、人数がいなくなって脱退したというようなことではなくて、大きい組織が自分たちのやり方で少し活動していきたいというような、そういう方向性の脱退が多くございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 8 番東委員。

○8番（東 隆司君） 1点目の部分についてですけれども、52法人に対して補助したということなんですけれども、つつじ会さんにはいかにどの補助が入ったんでしょうか、お伺いします。

というのは、今回の資料の中で、指定管理のまえさわ介護センターの指定管理の収支を見ますと、1,600万円余の赤字ということで計上されております。後段の評価のところには、コロナ禍において様々なサービス提供ができなかったなどという理由で、これは法人に帰する責任ではないというようなことも趣旨が書かれておりました。ということになりますと、これだけの赤字となると、やはり法人の経営にも幾ばくかの影響があるのではないかというふうに推察するところなんですけれども、そういったところで支援の要請があったのか、なかったのか。仮にあったとすれば、それに対してどのように市は対応したのかお伺いします。

指定管理ですので、一定の期間内における凸凹といいますか、収支のプラス・マイナスについては、その中で考えていくという考え方も一定程度、理解をするところなんですけれども、今回につきましては、先ほど申し上げましたとおり、法人に帰する責任ではないというところを鑑みますと、やはり一定の支援が必要でなかったのかなというふうに思うところでございます、お伺いをいたします。

2点目の老人クラブにつきましては、分かりました。単純に辞めたということだけじゃないということも今理解をいたしました。

そこで、クラブが仮になくなったところを想定いたしますと、これは老人クラブさんがあるということによって、様々なレクリエーションであったり、ある意味、お互いの見守りであったりとか、そういう意味での高齢者の福祉に資するところが大きい活動ではないかと思うところでございますが、なくなったところに対して、何らかの民生委員さんのご支援であったり、そういったものは考えておられるのかどうか、見解についてお伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） では、初めに、コロナの事業継続支援金の関係でございます。

つつじ会さんへの交付金ということで、こちらは事業継続の分で160万円ほど交付してございます。そのほかに、主要施策の成果のほうにもございますが、食材費の支援事業、あと同じく28ページの下段の価格高騰重点支援という支援事業があるんですけれども、こちらについても食材費について支援を行って、ほかの法人さんと同様に支援を行っておりますし、ただ、最後にあります価格高騰重点支援につきましては、ちょっと年度末に近い時期での交付だったんですけれども、その頃の時期になったときに指定管理施設に対して市全体で、電気料等の物価高騰がありましたので、そういった部分で不足する追加の指定管理料の話がありましたので、こちらの物価高騰につきましては、電気料と施設に係る分については指定管理料の上乗せといいますか、追加のほうで対応しておりまして、ただ、車両の台数によって、その車両の燃料代の交付については、これも別に交付してございます。

指定管理の収支について、マイナスの部分が出ているということでございますが、これに関しても、年度の初めには指定管理者とその事業状況について懇談する場を設けておりまして、運営状況等については、つつじ会さんからもお話を伺っておりますし、ほかの指定管理業務以外の法人の事業については、そのとおり、厳しいところもあるという話も加えてお伺いしておりますが、まえさわ介護センターの指定管理の状況について、5年間の推移を見ながら、それこそお話がありましたように、指定管理者の責任のないマイナスの部分については、協議を進めながらということで、そういった懇談の場、あるいは話合いの場を持ちながら進めている状況でございます。

老人クラブの関係でございます。様々な事情で市老連からの脱退というところもあるんですけども、やはり高齢者になってからの地域の活動、あとは仲間での活動というのが介護予防にも深くつながるものでございますので、地域振興会での事業であるとか、あとは取り残されることがないように、クラブの活動がなくても地域での活動、そういったものをできるように、また介護予防のサービス等も周知しながら、地域での高齢者の閉じ籠もり等なく活躍できるようなところを推進して取り組んでいくようにしております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 8番東委員。

○8番（東 隆司君） 最後のまえさわのところで1点だけ。支援要請があったのかどうかということについては、今、課長のご答弁ですと、いろいろな情報交換する話合いの中で、いろいろ大変だというお話はあったけれども、指定管理期間中であるということで、言葉が適切かどうかあれですが、頑張りますよというお話があったということで、具体的に何とかしてほしいということとはなかったというふうに解してよろしいか、確認して終わります。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） これまでのところ、まだ指定管理期間の運営の期間でもございますし、具体的に幾らというようなお話まではいただいてございません。情報等をお互い共有しながら、いい介護サービスを続けていただけるようにということでお話を続けております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 19番及川委員。

○19番（及川 佐君） 19番及川佐です。

私は、まず1点目に、歳入歳出決算書の238ページの下段、一番下ですね、病院事業会計負担金13億4,500云々というところと、次のページに……、違うの。これは長寿社会課に関係ないの。病院関係になる。

そうしたら、こっちに移ります。

主要施策の61ページ中段に、事業会計負担金、コロナ対策を除く、健康増進課分の1、病院事業会計負担金、これも違う。これは別のところでやります。すみません。

○委員長（小野寺 重君） 次の回にお願いします。

24番菅原委員。

○24番（菅原 明君） 24番菅原です。

1点お伺いします。

主要施策の26ページ、母子家庭等総合支援事業についてお伺いします。

この事業につきましては、対象になるというか……、これ違う。分かりました。

○委員長（小野寺 重君） 12番高橋委員。

○12番（高橋 晋君） 12番高橋晋です。

主要施策の成果に関する報告書の28ページ、高齢者の見守りサービス事業についてお伺いします。

事あるごとに私も質問しておりましたが、LED電球を設置して、独り暮らしの高齢者の方の見守りがいよいよ令和4年から始まって、52万円ほどの経費がかかっておりますけれども、実際、何人ぐらいの方が体験というか、実施されまして、どのような効果があったのかお知らせいただければと思

います。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） それでは、高齢者の見守りサービスのご質問をいただきましたので、その件についてお答えいたします。

こちらは衣川地域の、昨年度は北股地区、南股地区の2地区で、実証といいますか、検証を進めている事業でございまして、北股地区9世帯、南股地区14世帯の計23世帯で見守り電球を設置して、事業を実施してまいりました。

個々の世帯のそれぞれの事情がございますので、一件一件ご報告を求めているわけではございませんけれども、お話しする中では、通知先が離れて暮らしている子どもさんであったり、ご親族の方が多くございまして、何かアラートがあった場合には、これまではなかなかそんな、電話とかするような状況はなかったんだけれども、これを機会に電話をするような機会が増えたり、これがなくてもちよっと連絡が取りやすくなったたりというような、そういった意味での効果も付随して出てきているということで、まさに見守りの効果が出ている部分ではないかなと思っております。

あとは、引き続き今年度、今度は衣川地区と衣里地区、こちらに地域を広げて、希望する方には同じような見守りの電球の事業を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 12番高橋委員。

○12番（高橋 晋君） ありがとうございます。

報告書には、最後に、地域による高齢者の見守り体制を構築するというふうにあります、例えば民生委員の方につながって、すぐ駆けつけるとか、あとは民生委員さんが持っているタブレットとの関連とか、何かそういうふうな効果等、もしありましたら教えていただきたいと思ひますし、今後そういうふうな方向性があるのであれば、それもお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小野寺 重君） 吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君） ご親族以外のご近所、あるいは地域での見守り体制というところでございますが、アラートの通知先といいますか、メールの通知先を選定する方が、どの人がいいかなというようなご希望もその中で相談するんですけれども、中にはやはり民生委員さんであるとか、ご近所の方がその通知先になっていて、何かあったときには駆けつけてくださるというような方もいらっしゃると思いますので、そういった体制も徐々に浸透していくのではないかなと考えております。

あと、民生委員さんのタブレットの活用によってということでございますが、こちらについても、通知先のような、必ずといいますと、また民生委員さんのご負担ということもありますので、その辺はまだつないではございませんけれども、そういった活用についても協議しながらというような形で、今後の検討事項になるかと考えております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺 重君） 以上で福祉部門に関わる質疑を終わります。

説明者入替えのため、暫時休憩します。

午後1時28分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時40分 再開

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

次に、健康こども部門に関わる令和4年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、健康こども部が所管いたします令和4年度一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢医療特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

初めに、健康こども部所管事務における令和4年度の取組状況の総括についてであります。

令和4年度は、来るべき「こどもまんなか社会」の実現に向けて、一部体制の強化、子育て世帯の経済的負担軽減のための独自施策の開始のほか、物価高騰に対応した臨時特別給付金事業の実施等、妊娠期から子育て期までにわたる幅広い切れ目のない支援を実施してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、対策本部会議を開催し、コロナ対策に係る各種施策の決定、市民への感染拡大防止に向けた市長メッセージの発信等を行いました。

昨年5月からは、高齢者を中心に4回目接種を実施するとともに、10月からは12歳以上の市民を対象としたオミクロン株ワクチン接種を開始し、奥州医師会や市内の医療機関との連携のもと進めました。

当部は、総合計画の大綱にあります「健康で安心して暮らせるまちづくり」を担っている部門であります。

子育て環境の充実に向けては、子育て世代包括支援センターを各種相談対応のワンストップ窓口として、妊産婦や乳幼児への家庭訪問や各種健診を行い、育児不安の緩和や支援を必要とする家庭への様々な支援制度の情報提供など、切れ目のない支援に取り組んでまいりました。

保育所・認定こども園については、特別支援児保育事業を行う施設へ補助金を交付し、保育士確保の取組を支援したほか、地域の実情に合わせた施設の再編、統合を図り、適正規模による教育・保育の実施に向けた取組を進めてまいりました。

母子保健については、産後ケア事業を実施し、産後も安心して子育てできる支援体制を確保いたしました。また、妊産婦タクシー助成券交付事業や、妊産婦応援給付金給付事業、妊婦宿泊費助成によるアクセス支援により、妊産婦の母体への負担や経済的負担を軽減するなど、厳しい産科医療体制の中、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいりました。

健康づくりの推進については、疾病の早期発見・早期治療や重症化予防のために、特定健診や歯科健診及びがん検診を実施いたしました。昨年度は新型コロナウイルス感染症のため、事業の縮小及び中止していた出前健康講座や健診結果相談会は、感染対策を行い、可能な限り取組を進めてきました。

それでは、令和4年度において重点的に取り組んだ施策及び決算状況について、主要施策の成果に基づき、主なものを説明申し上げます。

初めに、一般会計であります。

11ページをお開きください。

少子・人口対策事業経費は、子どもの権利推進委員会の開催や子どもの権利に係る情報発信などに要する経費で6万2,000円であります。

42ページをお開きください。

子ども医療費支給経費は、出生の日から高校生等までの子供に対する医療費の扶助費等で、決算額は2億6,916万5,000円、中段、妊産婦医療費支給経費は、妊娠5か月に達する月から出産翌月までの妊産婦に対する医療費の扶助費等で、決算額は5,172万7,000円であります。

次に、43ページ下段、コロナ対策、ひとり親世帯への臨時特別給付経費は、コロナ禍が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯に対する臨時給付金で、決算額は1億1,319万8,000円であります。

次に、52ページ下段、コロナ対策、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費は、原油価格・物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳までの児童への臨時特別給付金で、決算額は7億9,884万7,000円であります。

次に、54ページ上段、認定こども園施設整備経費は、（仮称）江刺東こども園の整備に係る事業費や、私立認定こども園の施設整備に係る補助金で、決算額は6,000万7,000円であります。

57ページをお開きください。

上段、保健衛生総務費のうち、総合戦略を除いた分として、岩手県国民健康保険団体連合会医師養成事業負担金や、医療介護従事者修学資金貸付事業等で、3,726万1,000円であります。

同じく下段、総合戦略、保健衛生総務費は、不妊に悩む夫婦が不妊治療を実施した際の治療費の一部を助成するもので、決算額は476万4,000円であります。

次に、58ページ、母子保健推進事業経費は、妊産婦健診及び乳幼児健診などの健康診査、健康教育、相談・指導、出産子育て寄り添い支援金等、母子の健康の保持増進に努める事業を実施し、決算額は1億3,722万8,000円であります。

次に、59ページ下段、総合戦略、母子保健推進事業経費は、産後ケア事業、妊産婦タクシー乗車券助成事業、妊産婦応援給付金給付事業等、安心安全な出産・子育てを支援する経費で4,206万4,000円であります。

次に、62ページ下段、医師養成奨学資金貸付事業経費は、同資金貸付金分として病院事業会計出資金2,520万円であります。

次に、64ページ上段、コロナ対策、予防接種事業経費は、新型コロナウイルスワクチン接種経費として、接種に係る医療機関への委託料、接種券の発送やコールセンター及び集団接種会場の設置運営費等で14億3,028万円であります。

以上が、令和4年度一般会計、健康こども部所管の決算の概要であります。

次に、特別会計に移ります。

当部が所管します国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計とも、それぞれの事業の目的達成のため、効率的な財政運営に努め、適正に事務事業を進めてきたところであります。

まず、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算であります。

主な項目と決算額を主要施策の成果でご説明申し上げます。

主要施策の成果162ページをお開きください。

下段、一般被保険者療養給付経費は、医療費に係る法定負担割合分としての支出で、決算額は63億3,500万円であります。

次に、163ページ下段、一般被保険者高額療養経費は、自己負担限度額を超えた医療費分について

の支出で、決算額は8億7,645万6,000円であります。

次に、164ページ中段、出産育児一時金給付経費は1,541万4,000円であります。

次に、165ページ上段、一般被保険者医療給付費分は17億4,881万1,000円、同じく2段目、一般被保険者後期高齢者支援金等分は6億4,609万9,000円、同じく3段目、介護納付金分は2億1,691万1,000円で、いずれも負担金であります。

飛びまして、167ページ上段、直営診療施設勘定繰出金の決算額は4,170万1,000円で、病院事業会計負担金等であります。

次に、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）をご説明いたします。

主要施策の成果168ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）は、江刺地域の直営診療所の医療事務、施設管理の報酬、委託料等の維持管理経費で、一般管理経費の決算額は1,006万7,000円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

主要施策の成果169ページをお開きください。

3段目、後期高齢者医療広域連合納付金は13億8,864万5,000円で、負担金であります。

以上が健康こども部所管の令和4年度の一般会計、特別会計の決算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（小野寺 重君） 執行部側をお願いいたします。答弁する方は、委員長と声をかけて挙手をしていただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

1番佐藤委員。

○1番（佐藤美雪君） 1番佐藤美雪です。

主要施策から3点お伺いいたします。

まず1点目、11ページの少子・人口対策事業、子どもの権利に関する条例についてお伺いいたします。

この中でアンケート調査をされたと書いてありますけれども、その概要といたしますか、内容についてと、市としての受け止め方についてお伺いいたします。

2点目は、26ページ、婦人保護事業について、この中で、配偶者等からの暴力の根絶についてお伺いいたします。

内閣府の男女間における暴力に関する報告書によると、暴力被害に遭ったと答えた女性が25.9%、約4人に1人が被害経験があると答えられていますし、その中でも10人に1人の方が何度も配偶者からの暴力の被害を受けているという結果があります。そんな中で、当市における、いわゆるDVに関する相談、そして市として対応された件数についてお伺いいたします。

3点目は、41ページ、家庭児童相談事業について、児童虐待への対応状況と関係機関との連携についてお伺いいたします。

まず、当市における児童虐待の実態と、それへの対応がどうなされているか。そして関係機関との連携の現状について、特に児童相談所や警察との連携がどうなっているか、お伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） それでは最初に、11ページ、子どもの権利のアンケートのことに

についてお答えさせていただきます。

子どもの権利のアンケートにつきましては、5か年計画の中間年度ということで、令和4年度にアンケートをするということで前々から計画をしておりましたが、ちょっと事務のほうで滞っておりまして、実際できたのが12月から1月にかけての調査となっております。計画策定の際は1,000人からアンケートを取ったんですけれども、今回は500名ということで取っております。

内容につきましては、基本的には、1回目の調査の追跡ということですので、内容のところにはほぼ変更はありません。一部ちょっと付け加えたところがございますが、ほぼ同じ状態となっております。

こちらのほうで、子どもの権利について周知の部分が、パンフレットを令和3年度末に作成したんですけれども、出来上がったのが春休みに入った時期ということで、3年度中の配布ができませんでした。4年度に配布をすることにはしておったんですが、配布をすることによってアンケートのほうで影響が出てしまうことをちょっと懸念しまして、まずアンケートが終わってからパンフレット配ろうと思ったんですけれども、実際アンケートが遅れたために、パンフレットも遅れてしまいました。結果、令和2年度からこちらのほうに事務が移ってきたんですが、2年、3年とほぼ周知ができない状態というところから、4年度のアンケートにおいては、知らないという方がかなりいたということで、こちらのところは反省しているところであります。

パンフレットにつきましては、子どもたちを通して令和4年2月に配っておりまして、これからの考え方としては、子供やその親だけではなくて、社会全体で子どもの権利を守っていこうということから、学校関係以外のところでも配布が必要なかなとは考えておりました。もともと4年度については、お祭り等のときにブースを出して、何か周知しようかなと思ったんですけども、ちょっとコロナでできなかったというところと、あと今年度はちょっとその予算を取っていないというところではあります。

続きまして、26ページの部分、婦人保護の部分です。実際、配偶者からのDV被害ということで、こちらのほうで把握している、県のほうに報告している件数は41件となっております。その中で県のほうのシェルターに移送した方については、うち3件が市のほうで対応させていただいております。

婦人保護の部分で、措置権限というのがどうしても県にあるので、振興局のほうに配偶者暴力相談支援センターがあるんですが、ちょっとそちらのほうの件数は把握していないんですけれども、市のほうでの件数が、DVの相談41件、移送が3件となっております。

あと、41ページの虐待の状況でございます。ここでございますとおり、新規では77件となっております。今、問題が複雑化、長期化しておるほかに、一旦落ち着いても、また、ご両親に会ってお話、望ましくない養育についてのご説明とかをしているんですけれども、なかなか感情的になる方もいらっしやって、なかなか終結に至らないという部分がちょっと増えてきたという感覚ではおりました。そういったところで、ちょっと昨年度の終結件数はあまり伸びなかったというところではあります。

他機関との連携の部分につきましては、児童相談所に相談したり、助言をいただいたり、一時保護が必要な緊急的な部分であれば、児相さんにすぐお願いするところはあるんですが、児相の後方支援は218回、令和4年度、お願いしておりました。一時保護の件数は、こちらのほうに通知が来ているものでは31件なんですけれども、実際市のほうで関わっているものについては、そのうち3世帯、件数がきょうだいがいると増えてしまうので、件数でいけば7件なんですけれども、3世帯の部分が市

から児相にお願いした部分となっております。

警察との連携につきましては、警察のほうに直接、虐待の話がいった場合、警察からは児相と連携して動く形になっておりました。なので、県と児相はセットなんですけれども、児童相談所は警察署長に協力を求めることができるというところなので、児相から警察という部分はあるんですけれども、ちょっとその部分については県の部分なので、ちょっと把握はしてございませんでした。

市からの場合ですと、基本的には一時保護までいかないような案件になるので、児相の後方支援を受けながら対応はしております。なので、警察に直接というのは、よっぽど緊急性を有して、もう確認もできない、家のほうも入れないというような状態のときに警察に協力を求めるというところなんですけど、昨年度は、すみません、ちょっと件数はお話しはできないんですけれども、あったことはありました。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 1 番佐藤委員。

○1 番（佐藤美雪君） ありがとうございます。

まず1 点目ですけれども、子どもの権利に関する条例についてのまず周知という部分、本当にできていなかったというご答弁で、まさにそのアンケートの中でも、子どもの中で知らないというパーセンテージが87.9%。大人だと63%という結果が出ておりました。

いろいろな、何かのイベント等のブースで、そういう周知に取り組まれないということもお伺いいたしました。まさに本当に周知方法については、もう一歩踏み込んだものが必要なんじゃないかなと。本当にお子さん、家庭へのパンフレットの配布だけではない、何かイベント的なものだったりとか、そういうのが必要なのかなとも感じておりますし、あと、ほかのアンケートの設問の中で、ふだんの生活で今よりもっとよくなってほしいことという設問で、小学生がいじめや暴力を受けないなど、安全・安心して生きることという部分の回答が多く、あと中高生だと、一人一人の個性が受け入れられることという部分が多く回答が寄せられていました。

本当に子どもたちの人権をしっかり守るということと、伸び伸びと子どもたちが過ごせる、そして自分たちの意見が尊重される、こういう場が求められているんじゃないかなと思っております。なので、子どもの居場所だったり、何でも話し合えるような、やりたいことが実現できる場が本当に必要だと思っておりますけれども、これからきっとアンケートを生かされていくと思いますけれども、このアンケートをどう生かしていくのか、お伺いいたします。

2 点目についてです。今、41件に関わって、シェルター送致が3 件ということをお伺いしました中で、県の施設として配偶者暴力相談支援センターが出てきましたけれども、支援センターとの連携という部分を詳しくちょっとお伺いしたいと思います。

3 点目についてですけれども、家庭児童相談、虐待の部分です。本当にこのコロナ禍で失業や孤立が高まって、自己責任論などで家庭が追い詰められている状況で、防止や対応が難しい事例というのが本当にたくさん増えていると聞きますし、その対応というのも本当に一筋縄ではいかないというところがありますけれども、関係機関と連携しながら行われているということです。本当に緊急なときに警察への連絡というのがあったとお伺いしました。

例えば児童相談所や学校などと合同のそういうケース会議等はあるでしょうけれども、そのケースごとにどう動くかとか、合同の研修などは行われていないでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 簡潔に答弁願います。

千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） それでは、1点目のアンケートの部分についてですが、アンケートにつきましては、結果をまとめた上で、庁内の会議に諮った上、外部の会議、子どもの権利推進委員会のほうに諮って、今後の取組について協議をしていきたいと考えております。

2点目のシェルターとの連携につきましては、基本的には、こちらのほうからシェルターに移送した場合、シェルターでの対応をお願いする形になるので、連携というよりは、こちらのほうでお願いするというイメージでございました。

3点目の児相と学校との合同研修というところなんですけれども、こちら主催の部分というのはないんですが、児相のほうで校長会のところで説明したりとかというところはございます。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 1番佐藤委員。

○1番（佐藤美雪君） ありがとうございます。

最後に1点だけ、子どもの権利に関する条例のことで、アンケートを本当に生かしていかなければと思っていますが、アンケートの設問の中には、やっぱり子どもの貧困だったり虐待、あとはヤングケアラー等の実態にも触れられた設問がありますので、その点に関しても本当に重く受け止め、次につなげるような施策を考えていただきたいと思います。最後にご所見をお伺いして終わりたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） ヤングケアラーのところは、まさに今回初めて入れた設問ということで、ヤングケアラー、貧困、虐待のところ、今回の結果を重く受け止めて、まず庁内の中での情報共有、それから今後どうやっていくかというところは責任を持って考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 9番小野委員。

○9番（小野 優君） 9番小野です。

今の子どもの権利条例に関して、関連してお聞きいたします。

まず最初に確認したいのが、アンケートを大人でやった部分に関してなんですけれども、まずこれ、配られた大人がどういう人たちだったのか、確認させてください。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） 大人につきましては、配った子どものご両親と、あとは子育て支援センターの利用者ということで、小さい子、就学前のお子さんの親御さんを中心にアンケートを取ってございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 9番小野委員。

○9番（小野 優君） 先ほども1番委員の質問に対して、保護者、家族以外の方にもこれから権利について周知なさっていくということですので、その点、十分に取り組んでいただきたいと思いますんですが、今回このアンケートの項目として、奥州市子どもの権利に関する条例を知っていますかとい



う項目であって、あくまでもこの趣旨、議員発議で定めたこの条例に関して知っているかどうかという聞き方になっている部分がちょっと気になっておりまして、まず、そもそも子どもにちゃんと権利があるんだよという部分をどのように捉えられていたのかなというところも確認させてください。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） アンケートにつきましては、前回との比較をするために、その部分についてはあまり、すみません、考えていないというか、基本、前回のものを踏襲しました。ただ、子どもの権利については、様々な方法をもって周知はしていきたいとは考えておりました。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 9番小野委員。

○9番（小野 優君） 奥州市は、先ほど申しました議員発議でこの条例を定めておりますので、奥州市にきちんとこの条例があるということをもちろん知っていただきたいんですけども、そもそもとして、やはり子どもたちには守られなければいけない権利があるという部分から発しているはずですので、これから次の計画、推進計画の策定に向けて、まずは権利そのものの存在がどういうものであるかという部分をしっかりと周知、理解していただける体制づくりというものを考えていただきたいと思いますので、この点についてはご所見をお伺いして、終わります。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） 委員のご指摘どおりだと思います。子どもの権利条例に限らず、それから、こども基本法で子どもの権利はこういうものだということが明確に示されておりますので、そこら辺を含めて、パンフレットの更新等を考えながら周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

22番阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

4点お伺いいたします。

1点目、主要施策40ページの少年センター管理運営経費の中の若者の居場所「ほっと・ひろば」について。2点目、主要施策47ページ、放課後児童クラブについて。3点目、主要施策49ページ、保育所保育事業について。4点目が、主要施策63ページの予防接種費用助成事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、1点目の若者の居場所「ほっと・ひろば」なんですけれども、不登校とか、中退、ニート、ひきこもりで、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども、若者支援のための相談事業を行ってきたということですが、相談業務の内容についてお伺いをしたいと思いますし、あと、相談事業といいますと、こども家庭課のほうでも相談事業を行われておりますし、そういう様々な相談事業のとの連携につきましてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、放課後児童クラブ、32か所ございますが、入りたくても入ることができない児童の状況について、どのように把握をされているのかお伺いをしたいと思いますし、あと、長期休みに入りますと、放課後児童クラブではお弁当が必要になってきます。最近このお弁当、共働きですので、なかなかお弁当づくりも大変だと。子育て支援の面もありますし、昼食の提供をするところが広がりつつあります。奥州市としても、放課後児童クラブに関しましての昼食について、

何か検討されているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、保育所の保育事業ですけれども、私立と公立とありますけれども、定員の超過が私立の関係では9施設、それから公立のほうでは2施設あるようですけれども、この定員超過の部分で、許容範囲内なのかお伺いしたいというふうに思いますし、また、使用済みおむつの持ち帰りの状況について、どのような検討をされているのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、4点目ですけれども、ワクチン接種の定期接種の件ですが、子どもたちに対する定期接種、HPVワクチン以外は大変高いパーセントなんですけれども、高齢者に関しましてですが、インフルも、肺炎球菌ワクチンもそうなんですけれども、インフレのほうは65.7%ですので、半分以上の方が受けていただいているんですが、肺炎球菌に関しましては25.4%ということで、大変低い状況であります。この状況について、どのようにお考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

あと、高齢者が受けるべき、受けたほうがいいよというふうに言われていますのが、带状疱疹のワクチン接種です。抵抗力が落ちますと、誰しもがかかるというふうに言われておりまして、コロナの関係もあるのか分かりませんが、市民の方から要望が大変多い項目でございまして、带状疱疹ワクチンについて、市のほうで何かご検討されていることがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） それでは、子ども・若者支援員の相談内容について、お話をします。

こちらの部分については、ひきこもりのお子さんが中心にはなるんですけれども、どちらかというと、ご家族からの相談が多いという形になります。その中でも、親子間の交流がない、または、お子さんからの場合であれば、高校を中退したけれども、今後どうしようとか、今後の、中退までいかなければ、進路をどうしよう、そういったところに乗っております。

そして、こども家庭課の中にある児童相談の担当部署につきましては、おおむね中学校までをイメージしておりまして、そこから上になると子ども・若者支援相談員のほうが担当という形になるんですが、それは明確な線引きがあるわけではなくて、ケース会議は一緒に入ったりとか、週1のミーティングは一緒にやったりということで、お互い連携しながら、情報交換しながらやっております。

あと、放課後児童クラブにつきましてですが、待機児童につきましては、令和5年度は29名となっております。

今までも放課後児童クラブの定員は増やす形で頑張ってはきておりまして、どうしても預からなければ駄目なお子さんというのは、基本的に全部救えているのではないかというのが、現場から聞いたときのお話ではありました。なので、待っていただいている方は何とかなっている部分もある。ただ、そこは大分そのご家庭にご負担はおかけはしているんでしょうけれども、キャパがありますので、そこら辺は順次増やしていくような形で頑張っていきたいとは思っております。

あと、お弁当の件なんですけれども、放課後児童クラブで昼食を提供しているところが、水沢で3つございました。1つは認定こども園で自園調理、ここは半分近く、5割弱の方が利用されているということなんですけれども、それ以外の2か所では、民間の給食センターから注文を取っているようなんですけれども、1割とか、ほぼ利用がないということで、お金を払ってまで利用しないという方が多いのかなというイメージでした。

最近新聞で様々な学童のお弁当のお話が出てきて、クローズアップはされておりますが、この話が、新聞報道が出るまでは、特にここの部分は言われたことがなかったので、すみません、ちょっと我々もあまり危機感を抱いていなかったというのが事実でございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） では、私から、3点目について、49ページの部分について、2点いただきました。お答えいたします。

まず1点目です。定員超過について、許容の範囲内かということですが、残念ながら現在、当市の中で待機児童があるという状況でございますが、そういった状況の中での定員の弾力運用というのが認められておりますので、その範囲内での対応ということでございます。許容範囲ということでございます。

2点目です。おむつの持ち帰りについてでございます。

今年1月、国から施設での処分の推奨ということでございました。今年の6月でございましたけれども、当市におきまして、民間施設さんの状況をちょっと申し上げますけれども、対象34施設の中で、施設処分をされているのが24か所ということで把握をしております。

今後ですけれども、まだ県の動向がちょっと見えていないんですけれども、見えていない中で、あくまでも当課としての考えということでちょっと申し上げますけれども、今年度中には対応したいと。具体的に言いますと、施設のほうで、消耗品とかは対象になりませんが、ストックするための備品とか、そういったのは補助対象になりますので、こういったところには対応していきたいというふうに担当課としては現時点で考えております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、私から、4点目の予防接種についての回答をいたします。

高齢者のワクチン接種ということですが、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン等あります。これらは定期の予防接種にはなっておりますけれども、B類疾病ということで、子どものワクチンとはちょっと意味合いが違いまして、対象者自らの意思で接種を希望していることを確認した上で接種するといった類いのワクチン接種になっております。ですので、積極的な勧奨とならないようにというふうな通達もあるわけです。この中で受けることを希望した方には助成をしているというふうなものになります。

対象としては65歳以上で、肺炎球菌につきましては5歳刻みの年齢ということになります。そして、生涯に1回でも受けていれば、そこで終わりというか、生涯に1回の助成ということでやっておる事業ですので、新たな対象者としては65歳ということになっていきます。あと5歳刻み年齢の方で、まだ接種をしていなかった方というのが対象ということになります。

その中でも接種率が2割程度だというふうなことになるんですけれども、先ほど申しましたように、本人の意思で受ける接種というふうなことになっておりましたので、このような数字でも致し方ないのかなというところです。

それから、带状疱疹につきましてです。これについても、以前にもご意見頂戴いたしました。ワク

チンの種類が2種類ございまして、生ワクチンのものと不活化ワクチンのものとあると。不活化ワクチンのものについては高額で、2回接種を実施するというものになっております。これらについては、どちらがいいということも申し上げられませんし、あと国のほうでも定期接種化については検討を継続しているというふうなことであります。それから、県内の他市町村を見ましても、それほどまだ多くの市町村で助成をしているということでもなかったもので、今後は当市としても、まだもう少し国とか県内の状況を見ながら検討していく必要があるだろうと思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 22番阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

まず1点目ですけれども、ニートとかひきこもりの方々に対しまして、なかなか、出てきてくださいと言っても難しいところもあるかと思しますので、まずどのぐらいの人たちがいるのかということとか、男性のひきこもりよりも、女性のひきこもりといいますか、そういう方たちは目立たないと。家事のために家にいますというようなことで、目立たないということもあるようですので、その辺の掘り起こしであったり、そういう方々が外で仕事をしていけるところまで支援をつなげていっていただければいいのかなと。今、相談業務ということですが、それをさらに就労支援とか、何かにつなげていけるような方策を考えていただけないのか、この点、お伺いをしたいというふうに思います。

2点目ですけれども、児童クラブでの長期休みのときのお弁当の件ですが、今後、まだ当市においてはなかなかその取組が進んでいないと思いますけれども、お金がかかる問題もございます。その辺は、例えば子ども食堂さんをやっていらっしゃるのところと連携をするとか、何か子育てのための支援というところで、つなげていけないのかなというふうに考えますので、この点、検討いただけないかお伺いをして、終わりたいというふうに思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） それでは、子ども・若者支援の相談の件ですが、ひきこもりの方々の調査というのは、民生児童委員さんのほうでやっていただいておりますが、ただ、そうであろうと思う世帯というところなので、確実なものではないんですけれども、令和3年で114世帯となっております。まだそこに直接アプローチはしてはいないんですけれども、例えば今後、チラシ等をつくって、市でこういう事例をやっているというのを、その近辺のお宅とかにまければいいのかなとは思っております。

ただ、なかなか実際、ひきこもっていらっしゃる方々がどのような希望があるかというのが、なかなか見つけづらいというところから、支援を届けるというのが非常に難しいものと考えておりました。なので、就職を支援してほしいというアクションがあれば本当によくて、まずその前に、親御さんがお子さんとお話ししたり、それすらできていないというご家庭もあることから、まずは親御さん等の支援もしながら、お子さんのほうにアプローチをしていければとは考えておりました。

この支援のほうで、ほっと・ひろばとは別に直接相談を受けておりますが、去年15人受けた中で、就労に結びついた方は3人いるということで、報告を受けておりました。

あと、子ども食堂と放課後児童クラブとの連携の部分ですが、子ども食堂というものについては、地域との縁がない、孤立しないために、そこにまず出てきてもらおうというもののなので、子ども食堂

と放課後児童クラブのタイアップがいいのかどうかというのは、ちょっと検討しなければならないと思うんですけども、それも一つの案かなとは思っております。

今後、年1回、社協さんと一緒に、子ども食堂をやっている方のネットワーク会議がありますので、そういったところで投げかけをしてみたいと思っております。南地区では、運動会の代休の月曜日とかに食堂をやって、児童クラブだけではなくて、例えばお休みの日にお子さんが来られるような形で取組をされているということで、昨年度のネットワーク会議で発表がありましたので、そういった取組を広げていければいいのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 24番菅原委員。

○24番（菅原 明君） 24番菅原です。

1点お伺いします。

主要施策の26ページ、母子家庭等総合支援事業についてお伺いいたします。

令和4年度の利用された方々の利用状況についてお伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） 母子家庭等総合支援事業ということで、こちらのほうは独り親家庭が就職するために技能を身につける、6か月以上の学校に通うようなものに対して、給付金を支給するというもので、3名の方に合計360万円をお支払いしております。内容については、准看護師とか看護師の学校に通っている方がほとんどという状態になっておりました。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 24番菅原委員。

○24番（菅原 明君） それで、この事業を利用するに当たりまして、あなたは該当になりますよと、あなたは該当になりませんよと。そういうようなことがあるのかないのかということと、それから、今5年度に入りましたけれども、5年度も同じように、大体3名なら3名の、市では予定されているのか。多ければ今後も人数を増やせる状況なのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） 該当になるかならないかという部分につきましては、6か月以上の修学期間が必要という形になりますし、あとは、対象にならないものというのがありますので、それは個別に相談を受けた上で判定をさせていただいております。

令和5年度におきましては、現在2名の方が昨年度からの継続でやっておりますし、ここら辺、またご相談があれば、随時受け付けておる状況でございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 24番菅原委員。

○24番（菅原 明君） こういういい事業を利用しようと思っても、知らないでいる方も多くいるのではないかなと思います。それで、やはり母子家庭の中では、資格を取って、自分の決まった職業に就きたいと思うような人も多くいるのではないかなと感じますので、利用していただくような方策というか、PRといいますか、そういう形も欲しいのではないかなと思いますので、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） 周知の方法なんですけれども、基本的には、児童扶養手当を受けている方々にはお手紙を入れて、こういう事業がありますということで周知をしておるほか、必ず年に1回、現況届を出していただかなければならなくて、それは今一応、対面でということになっておりまして、その期間には相談窓口等を設けてやっております。そのほか、やはりお手紙は見ないという方もいらっしゃるかもしれないので、いろいろな方策を取りながら、周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 2番穴戸委員。

○2番（穴戸直美君） 2番穴戸直美です。

大きく4点、主要施策からお伺いいたします。

1点目はちょっと、先ほど1番委員さんが質問した事項について、関連してお伺いしたいんですけれども、子どもに関するアンケート調査の中の4番目の質問で、あなたは家族の誰かのお世話をしていますかというところで、中学生の回答では、母という回答で13.4%というのが一番多かったのですが、ちょっとこれは、お手伝いの範囲なのか、それともヤングケアラーというところに該当するのか、その後の事業について反映させていただきたいなと思いますので、その点についてお伺いいたします。

あと、アンケート調査の中で、ほっとする居場所として、自分のおうちが一番ほっとするということなんですけれども、そのほかにやっぱりサードプレイスとしての子どもの居場所というところが該当していくように、そこも反映して選択ができるようなアンケートにさせていただきたいなというふうに思ったんですけれども、市のホームページにも子どもの居場所として子ども食堂であったりとかが掲載されていますけれども、子どもの居場所の定義として、子どもを主体として、子どもの声がそこに反映されているのかという定義づけもしっかりと今後、検討していただきたいと思いますと思うんですけれども、その点についてもお伺いいたします。

2点目に、40ページ、41ページについて、少年センター管理運営経費と家庭児童相談経費について、併せてお伺いいたしますが、令和5年4月からこども家庭庁ができて、虐待であったりとか、そういった支援について強化というものが求められていますが、市としては、今後、令和4年度の相談内容を受けまして、支援の成果等も踏まえて、今後どのようなそういった体制づくりをしていくのか、お伺いいたします。

3点目に、59ページの母子保健推進事業経費についてお伺いいたします。

5番の教室（2）のパパママセミナーについてなんですけれども、パパの育児参加というものがまだまだ少ないのかなというところで、どのような参画の促しをしているのかと、パパの育児休暇についての理解の周知であったりも、どのような促しをしているのかについてお伺いいたします。

最後、4点目に、66ページについてお伺いいたします。

66ページの精神保健事業経費についてなんですけれども、こちらもこども家庭庁によって、子どもの自殺対策というものが強化されていますが、今、普及啓発で、中学生のための命の大切さを考える講演会等が行われているということなんですけれども、これは年度のいつに行っているものなのかをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） では、子どもの権利に関するアンケートの中のヤングケアラーの件について、お答えさせていただきます。

ヤングケアラーについてなんですけれども、こちらは、程度の部分は聞き取ってはおりませんので、その回答をもって、ヤングケアラーかどうかというのは判断できない状態です。この件につきましては、自分がヤングケアラーだと気づいたときにショックを受ける、そこをフォローしなければならぬということで、国のほうで学校を通じてやったときには、学校の先生がフォローできたんですけれども、ちょっと今回そのフォローは難しいということから、まず傾向をつかむために、世話をしているかどうかという調査だけにしておりました。ただ、この結果を踏まえて、やはりヤングケアラーの対策については考えていかなければならないと考えております。

あと、ほっとする場所ということで、学校でもない、家でもない、第3の場所ということでのサードプレイス、この必要性はもう今かなり言われてきておりますので、ここの部分につきましては今、社会福祉協議会さんと相談しながら、居場所づくりをできればということで協議を進めているところでございます。

その居場所について、子どもが主体になる、子どもの声を反映させるというところにつきましては、こども家庭庁のほうで出しております居場所に係る研究結果みたいなものを頂いておりますので、そういったものを参考にしながら検討していきたいと思っております。

2番目のこども家庭庁ができて、虐待についての支援強化というところなんですけれども、奥州市につきましては、令和4年度からもう既に手をかけておまして、4年度は社会福祉士を1人採用しておまして、そういった意味では、対人援助の専門家が1人入ったという状態になっております。

それから、児童福祉法、これは改正によって消えてしまったんですけれども、子ども家庭総合支援拠点を設置しなければならない。それは場所ではなくて、機能ということだったので、基本的に家庭児童相談室の中にその機能を当てはめて、あとは子育て世代包括支援センターの保健師も含めた勤務体制の中で、虐待対応専門員等も兼務させながら当たっているところでございます。

今後の体制づくりにつきましては、子ども家庭センターの設置が児童福祉法改正になって努力義務になりましたが、今ほぼできている状況なんですけれども、どういう形で置けばいいかというところが国からまだ示されておりませんので、そこら辺、ちょっと周辺市町村と今度の福祉事務所長会議のときに議題として出して、周りの状況を探りながら体制固めをしていきたいと考えておりました。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、私のほうから、パパママセミナー等、父親の育児参加についてというご質問をいただきました。

パパママセミナーがコロナ禍のために中止になった年もございました。令和4年度からは感染対策を取りながら、また、内容を少し変えまして、それまでは体験を主にする講座の中身でしたが、なかなか、接触があるというふうなこともあり、妊婦さんでもあるということもあって、接触を避けるような形での教室の中身として継続して実施しておりました。今は感染対策を取りながら、なるべく体験できるような形での取組をしております。

このご案内というのが、母子健康手帳交付の際に妊婦さん方にはご案内しているところで、パパママセミナーに参加された方のアンケートを見ますと、ご主人方が配偶者に誘われてというふうな参加

動機であつたりする方が多いようです。自分から参加するという方は若干少ないかなと思って見ておりました。それでも、そうやって参加していただくということで、お帰りの際のアンケートには、大変参加してよかったというふうな声もいただいております。

そういうことでの参加を促すというようなこともあると思っておりますし、あと最近、赤ちゃん訪問等の際には、ご主人もお休みして一緒に同席されるという方もいるようです。そういうことから、育児休暇を取得している方は若干増えてきているんじゃないかなとも思っております。

それからあと、その後は、4か月健診とかの間診票の中に、お父さんの育児参加を聞いたりする問診がございます。そういったことから少し動機づけになればよろしいんじゃないかなと思ってはおります。

それから、次の子どもの自殺対策ということについてです。

中学生のための命の大切さを考える講演会については、令和4年度は4校に実施いたしました。これは学校さんの都合であるとか、あと講師の先生が盛岡の先生でありますので、その先生のご都合であるとかを加味しながら日程調整をして、各学校で実施しているというところです。開催時期というのは特に決めておりません。年度内で学校さんの都合のいいときに実施しているということになります。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 2番穴戸委員。

○2番（穴戸直美君） ありがとうございます。

1点目の子どもの権利条例に関する件ですけれども、アンケートの内容の調査については今後、事業も少しずつ確認しながら検討されていくということで、分かりました。

あとは、やはり周知していても結局、知っていただければ、知っていただくというところが重要なのかなと思いますので、例えば小中高校生のところに行きまして出前講座をしたりとか、あと、こども家庭庁で今、こどもまんなか応援サポーターであつたり、「こども若者★いけんぷらす」というような取組もされていますので、そういった周知も併せて、子どもの権利というものを知っていただくような周知の仕方というのでもいいのかなというふうに思いますので、その点についてお伺いいたします。

40ページ、41ページについても分かりました。

あとは、1点なんですけれども、こども家庭庁のほうでも今、不登校支援についてすごく重要視して、誰一人取り残さないCOCOLOプランというものを掲げまして、不登校支援について、こども家庭庁のほうとも、教育部や福祉部と連携を図りながらやっていくというふうに取り組むのほうにされていますけれども、市としても今後やっぱりそういった教育支援センター、フロンティア奥州などが該当するのかなと思いますけれども、そういったところと連携を図りつつやっていく方向なのか、そういった点についてお伺いいたします。

59ページの3点目の質問についても分かりました。ありがとうございます。

パパの育児参画というものが少しずつ進んでいる状況なのかなとは思いますが、その一方で、やっぱり市役所職員さんの中でも育児休暇が取れているのが今1名ということで、ちょっと実際に市役所職員さんで、産後のママさんに聞いてみたんですけれども、やっぱり男性が育児休暇を取得するのは、ちょっとしづらい状況というのがあると実際に伺っていますので、内部からそういった支援、



取組ができるような促しというのもお伺いいたします。

パパママセミナーの中でも、きっと産後のサポートというものについては周知をしているかと思うんですけども、妊産婦さんのタクシーの乗車券給付事業について、交付数が534に対して利用者数というのが半分以下なのかなというふうに思いますけれども、その点について、利用しづらいというような声もいただいているんですけども、その点についてお伺いいたします。

最後の66ページについてですけども、やはり子どもや若者の自殺対策に当たりまして、夏休みとか冬休みとかの長期休暇の後に自殺する率というのがすごく、ぐっと高いそうです。令和4年度、小中高生の自殺率が、514名の方が亡くなられてしまったということで、すごく残念な気持ちですけども、市としてはまだそういう状況にないということなんですけれども、もしよろしかったら、やっぱり長期休暇後に対応できるような時期に、そういった講演会であったりとかが開催されてほしいなというふうに思うんですけども、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、私のほうから、2件目にご質問がありました教育委員会との連携の件でお答えをしたいと思います。

こども家庭庁ができて、併せてこども基本法が制定されたわけですけども、その中で自治体に求められるものといいますのは、地域における子どもの状況に応じた施策の策定、実施が責務というふうにされております。

具体的には、政府がつくるこども大綱を勘案しながら、自治体のこども計画をつくることというふうに言われておりますし、もう一点として、自治体による関係機関、民間団体との有機的な連携を確保しようというふうになっております。この有機的な連携という部分の中で、やはり市内部としても、こども計画を策定する過程の中で、いずれ教育委員会との連携を強化していかなければいけないなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長（千葉康行君） では、1点目の子どもの権利に関する周知に関してでございます。

知っていただくというのは、そのとおり、大事なことと思っておりますので、先ほども申しましたとおり、庁内の会議や外部の子どもの権利推進委員会等で考えていきたいと思っておりますし、そのほかに出前講座というお話が出ましたので、そういったところも必要なのか、子どもというよりは、私は大人のほうにもお知らせをしたいので、大人向けの何かができないか等も考えてまいりたいと思います。

その中では、「こども若者★いけんぷらす」の部分のお話がありましたが、ホームページのほうでは、市のほうでは挙げておりますが、こども基本法を含めた周知、併せた周知を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） それでは、私から、市職員の育児休暇の利用促進等についてということで質問いただきましたので、それについて、あとタクシー助成券の利用についてと、あと長期休暇後に子どもさんがそういった心の状況にあるということについて、お答えしたいと思います。

まず、市職員の利用促進ということですが、これにつきましては総務課と連携しながら、私たち管理職にありますので、職場内でそういった休みやすい、取れるような、そういった職場づくりに努めてまいりたいと思いますし、総務課と連携しながら、そういった啓発活動も含めて、積極的に育児休暇が取れるような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

それから、タクシー助成券の利用についてですが、今回、自己負担の利用とか、あるいは利用券のほうも区切って、利用しやすいように見直したところでございます。いろいろ実績として、まだ半分以下という状況にはありますけれども、配付しているときには、非常にありがたいということでお話をいただいておりますので、今後も妊婦さんの利用について、現場といいますか、利用者の感想とか、あとその利用状況、こういうふうに改善したらもっといいですよといったような声を反映できるように耳を傾けていきたいというふうに思います。

それから、長期休暇の児童・生徒さんに関することですが、これについてはやはり学校と連携しながら、私どももそういった取組、行政側で何ができるか、学校側でどういった対応が必要なのかというところを、ちょっといろいろ意見交換しながら情報を共有して取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） すみません、自殺対策でもう一点、追加でお願いいたします。

私どもで中学生にリーフレットの配付をしておるんですが、中学校1年生の全員に対してのリーフレットの配付になります。そして、配付時期を、やはり長期休み明けに自殺が多いということもありまして、夏休みに入る前にこのリーフレットの配付をしておりました。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 2番穴戸委員。

○2番（穴戸直美君） ありがとうございました。

1点だけ伺いして終わります。

妊産婦タクシー券についてですが、産後のママさんから意見をいただきましたので、ちょっと今お伝えして終わろうかなと思うんですが、自家用車に対しても金券等でガソリン代の支給があったほうがすごく利用しやすいなという声をいただきましたので、その点だけお伝えして終わります。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） 自家用車への補助ということですが、これについては市のほうで補助している妊婦の応援給付金がそれに該当するものということで、妊婦のときには3万円、それから出産後は2万円ということで補助しております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） ここで、3時10分まで休憩いたします。

午後2時56分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後3時10分 再開

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、健康こども部門の質疑を行います。

18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

4点ほどお伺いをいたします。

事務事業調書に基づいて、ナンバー84、産後ケア事業、ナンバー85、妊産婦タクシー助成券交付事業、ナンバー86、ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金事業、ナンバー87の妊婦宿泊費助成事業、これらの利用状況をまず最初にお伺いしたいと思います。

それと、令和4年度、この対象者といいますか、当時の妊婦、産婦というのは何人ぐらいだったのか、併せてお伺いをいたします。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） それでは、私からお答えいたします。

産後ケア事業につきましては、令和4年度、宿泊ケアのほうはコロナのために中止しております。それから、日帰りケアのほうは12月からの再開ということになっております。12月からの再開で、日帰りケアのほうは15人、延べで47人の利用です。訪問ケアは通年行っておりましたけれども、宿泊と日帰りケアができなかった分を訪問ケアのほうで補っていただいていたというところもありまして、75人、延べで251回の利用ということになっております。

それから、タクシーの助成事業ですが、おでかけ支援タクシー助成券については200人の利用、それから出産等支援タクシー助成券については97人の利用になります。

それから、ハイリスク妊産婦アクセス支援事業については、令和5年1月からの開始でありまして、令和4年度分としては12名の給付ということになります。

それから、宿泊費助成券については、令和4年度、3件の利用がございました。

妊婦の数なんですけれども、出産が555人ということになります。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） そうしますと、このナンバー84からナンバー87の対象になった妊産婦というのは、今の555人という捉え方でよろしいんですか。

結構です。

そうしますと、例えば555人と捉えた場合に、産後ケア事業については約半分の方々がご利用されたと理解していいのかどうか。今の251人というのはアウトリーチ型利用者延べ人数のようなんですけれども。

それと、妊産婦タクシー助成券交付事業、おでかけ支援については200人で、出産は97人。そうしますと5分の1の利用というふうに受け取っていいのかどうか。

あわせて、妊婦宿泊費助成は3件ということですから、パーセンテージで言うと、コンマ何%ということになりますね。これはなかなか利用しづらいという評価をすべきなのか、あるいは宣伝不足という理解なのか。その辺、何か担当部のほうで、それぞれの事業の利用状況を見て、どういう総括をされているか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） 産後ケア事業については、半分の方が利用したかどうかとい

うことの質問についてですけれども、半分ではないと思っています。もう少し利用は少ないのではないかなと思っていました。これは、必要な人がとか、希望する方が利用するものというふうに思っておりますので、必ずしも皆さんが希望するものでもないと思いますし、ご家族の支援がある方はなくても大丈夫というふうなところなのだと捉えております。

それから、タクシー助成券につきましても、ご自分で運転なさる方もあると思いますし、ご家族の車の送迎というのものもあるかと思っておりますので、これも必要な方が受けるということによろしいかと思っております。

それから、ハイリスク妊産婦と宿泊助成の周知について、足りないのではないかということのご質問をいただきました。そのとおり、利用が多ければいいというものでもないかなとは思っているのですけれども、ハイリスクについては全妊婦に周知したところでしたし、宿泊のほうも同じく周知しているところでは。

ただ、宿泊については、母子健康手帳交付のときにお知らせをしているというふうなところで、その時点ではあまり、出産のときに宿泊が必要かどうかというところまでは考えにくいところかなとも思っております。もう少し出産間近になって具体的ににならないと、いざ出産のときに宿泊するだとか、どうするということを考えるというのは、本当に間近にならないと考えられないのかなとも思いますので、もう少し、寄り添い支援給付金の事業の中で、8か月のときに全妊婦にアンケート調査等を行っておりますから、その際にでも、もう一度周知を図るのもいいのかなというふうには思っているところでした。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） ありがとうございます。

確かにこれらの周知については、どの時期に妊婦に通知するといえますか、案内するか、レクチャーするかということだと思うんですが、やはり直前にならないとなかなか分からない部分がありますので、今、師長がおっしゃったように、特にナンバー85、86、87の事業については、間近な頃に改めてお知らせするという取組をぜひしていただきたいなというふうに思いますし、もしかすると回答があったのかもしれませんが、これらの事業についての利用者側、あるいは対象者側のアンケートというのは、全ての事業について取っておられるのか、あるいは今後取られる予定なのか、お伺いして終わりたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） 周知の時期につきましては、随時見直し、検討してまいりたいと思います。

それから、利用者側のアンケートについてですが、助成金、給付金につきましてはアンケートというのは、なかなか取る機会がないかなとは思っているのですけれども、例えば産後の赤ちゃん訪問のときであるとか、それから4か月児健診であるとかというふうな機会もありますので、そういったときにでもお聞きすることはできるかなと思っております。改めてのアンケート等までちょっと、できるかどうかは検討しないといけないかなと思いますが、住民からの声というのは、赤ちゃん訪問であるとか、健診の機会を捉えて聞くことをしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） 私が言っているのは88、89の給付金とか助成事業の話ではないです。要は宿泊支援とかタクシー支援について、本当に家族の中でケアできる部分と、どうしてもタクシーとか宿泊を使いたいけれども、なかなか使いづらいという部分ももしかするとあるのかなという、ちょっとイメージとしてあるものですから、その辺、制度を有効に活用するために、あるいは妊産婦の生の声を何らかの形で、アンケートによって制度をもう少しステップアップするというか、充実するというほうが、より地域に産科がない、産める場所のない奥州市にとっては、ここはかなり重点を置いたほうがいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小野寺 重君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） いずれ制度がより利用しやすい制度になるように、今、保健師長からも話がありました、そういうタイミングを見計らいながら声を伺って、いい制度にまた見直していききたいというふうに思ひます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 4番門脇委員。

○4番（門脇芳裕君） 4番門脇です。

ただいまの妊産婦タクシーの乗車券について、関連でお聞ひいたします。

決算審査参考資料15ページ、ナンバー85番になります。私は実績177%というのは、ニーズに合った事業だと思ひて、大変いいことだと感じております。手元に資料があればでよろしいのですが、近隣市、要は北上市と一関市、どちらの出産が多かったかの資料はお持ちでしょうか。もし具体的な数字までであるのであれば、お聞ひしたいと思ひます。

また、タクシー乗車券に関しては、北上市、一関市以外の市、要は奥州市、以外のタクシー会社での利用ができるのかをお尋ねいたします。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） 北上市、一関市の出産ということです。出産数という確実な数字は押さえていないのですが、北上市のほうが大きい病院というか、総合病院が2件あります。それから一関市は1件ということで、そのほかにクリニックさんもあるのですが、やはり大きい病院が2つある北上市のほうが多いということになります。

それから、タクシー助成券につきましては、令和4年度から拡大をしまして、それまで北上地区、一関地区まで使えていたものを盛岡地区までも広げて使えるようにしております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 4番門脇委員。

○4番（門脇芳裕君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、この事業はまだまだ始まったばかりで、出産の病院が当市にはございません。まだまだ先が明るい話とは思ひませんので、出産に対する若いお父さん、お母さんの不安が解消できますよう、事業を継続していただけることを確認したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（小野寺 重君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） もちろん継続はしていきたいと思ひますし、それから、より

よいものに変更するときもあるかと思いますが、いろいろなご意見を頂戴していきたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋です。

私は、主要施策の47ページ、保健衛生総務費から不妊治療の関係で1点質問いたします。

この決算額を見ますと476万4,000円、これは令和4年度から700万円余が下がっているようなんですが、実質調べますと、不妊治療の令和3年度の額は462万円だったと思うのですが、その確認をしたいと思います。

それで、評価調書を見ますと、評価調書の83番、不妊治療助成事業ということで、目標30に対して実績が66、達成率が220%、非常に需要のある事業でございます。この事業、令和5年度の予算は510万円となっておりますが、これは令和4年度の実績を踏まえて、令和5年度の510万円というのは、同規模の助成、もしくは同規模の需要を考えての予算組みだったのでしょうか。確認をいたします。

○委員長（小野寺 重君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、昨年度の実績額ですけれども、委員おっしゃったとおり、462万6,002円の決算額でございます。年々この不妊治療の実績額につきましては、少しずつ伸びているという状況でございます。

前年が、先ほど申し上げました462万6,002円、4年度の決算額ですけれども、476万4,188円ということで、若干伸びているという状況です。件数で申し上げますと、3年度が、特定不妊治療、両方合わせて88件の件数に対して、4年度は99件の申請がございました。今年度、510万円の予算ということで、これについては保険適用が令和4年4月から開始になっておりまして、年々、不妊治療にトライする方々が増えております。そういったことも含めまして、今年度も増額傾向にあるということを踏まえた予算措置をしております。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 14番高橋委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

評価調書を見ましても、達成率が220%、目標に対して非常に高い達成率、需要が多いと思います。今後の不妊治療の考え方を改めまして、非常に需要が増えていると思います。少子高齢化の時代を迎えまして、有効な事業だと思います。それで、この事業において出産した実績をもし捉えているのであれば、その辺をお伺いして、それともう一つは、今後の不妊治療への補助事業の考え方、私は市の政策として補助事業をもうちょっと多くしても、力強く進めてもいいのかと思いますが、そういうことも含めまして、所感を伺って終わります。

○委員長（小野寺 重君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今年度の成果といいますか、実績に対しての効果、成果というところでございます。令和4年度の実績といたしまして、33件の一般不妊治療に対して、8件の出産に結びついたという実績がございます。それから、特定不妊治療については、66件の申請件数ですけれども、20件の出産に結びついたというデータがございます。

ですので、今回、令和4年度全体で73組の申請があったんですけれども、申請件数とは別に、組数で、73組の方々に対して、28件の実績といいますか、出産に結びついたという結果がございます。こ

の数字については、昨年も30件の出産に結びついているという実績がございまして、不妊治療にトライしている方々の約4割が出産に結びついているという結果もありますので、これについては、少子高齢化でもございますので、そういった市の取組として力強く推し進めていく必要があるというふうに捉えてございますし、保険適用によりまして一定の役割を果たしたということで助成を終了した市町村もございますが、この結果を踏まえまして、この成果でございまして、奥州市につきましましては、また力強く進めてまいりたいと考えてございます。

そして、あとは課題なんですけれども、申請者によりましては、不妊治療を受けていることを知られたくないというような方もございます。あるいは流産等でつらい思いをされて、非常に気持ちが下向きになっているという方もおりますので、そういった方が窓口に来て助成申請をするというのもすごく負担に、担当のほうでは思っているということもございます。

これまでも、申請手続につきましましては簡素化を進めておりまして、医療機関からの領収書とか、そういったものを簡素化しまして、あと住民票とか、そういった確認書を簡素化しております。今後この手続に関して、もっと簡易に申請できないかなというふうに思っております。

今後はオンライン申請とか、そういったDXを意識して、申請する方々により申請しやすい環境で、この不妊治療の助成事業を利用していただきたいというふうに考えております。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。

大きく3件伺います。

そのうち1件目は、国保の特別会計全般について伺います。それから2つ目は、医師養成に関連して、国保連や市の医師奨学生について。それから、3点目は、保育所の待機児童について伺います。

1件目、国保特別会計についてですが、特別会計の決算書の中で、国保会計の中で気になったところがありまして、質問いたします。

特別会計の決算書の13ページになるんですけれども、この中で、13ページ、7款繰入金、その中で2項基金繰入金、国保の財政調整基金であります。予算が2億1,900万円ほどあるんですが、補正を経て、最終的に6,700万円ほどの予算だったんですが、調定額、収入済額はゼロ円。つまり財調の基金から繰入れを全然しなかったと。しなくてもよい決算額、例えばその後の8款の繰越金が、令和3年度の繰越金が1億9,000万円ほどありますので、最終的には基金の繰入れをしなくても決算が成り立ったということではありますけれども、もしそうであるならば、基金15億3,600万円ほど、これは決算書の一番最後の後ろのほうの208ページにあるわけなんですけれども、国保の基金が15億円ほどあるわけですね。それであれば、国保の基金が減るのではないかとということで、国保の引上げも行ってきた経過の中で、これだけまだ基金があるのであれば、引下げが十分できるのではないかなと思いますし、国保は本来、単年度決算でありますので、そういった意味で引下げを十分検討すべきではないかと思いますが、検討を伺います。

続いて、医師養成に関しては、主要施策の57ページの上の段に、国保連の医師養成事業負担金、そして、62ページに奥州市の医師養成奨学資金貸付事業とありますけれども、国保連に対してもこうやって負担金を出しているわけなんですけれども、あまり国保連の医師が奥州市に着任しているという、私はちょっと聞かないわけなんですけれども、国保連に対してどのように要請しているのか、その経緯等ありましたらお願いしますし、奥州市の医師奨学生の現状を概略、教えていただきたいと思います。

それから、事業施策48ページからになると思うんですが、保育所に関連するんですけれども、令和4年度の保育所の待機児童の数を教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） それでは、私からは2点、最初の1点目の国保の会計の部分と、2点目の医師養成に係るご質問にお答えいたします。

まずは、1点目の国保の決算についてですけれども、委員がおっしゃられたとおり、今回、繰越金が2億円近いということで、基金の繰入れをせずに、結果的に決算ができたということで、この繰越金がなければ、この分、逆に基金を取り崩して決算しなければなかったという状況については、そのとおりでございます。

今回、基金の残高も、先ほど委員からもお話がありましたとおり、15億3,600万円の基金が年度末でございます。これについては、これまで平成30年2月の国保運営協議会の答申に基づいて、令和5年度末まで6年間を見据えた財政見通しで運営していくということで、令和5年度末、基金を5億ということで目標にしてきたというところは、そのとおりでございます。

しかしながら、令和2年のコロナの関係で、経済の低迷が及ぼす所得への影響を見込んで、令和3年度課税分から税率の引上げを行ったところでございます。結果として、コロナ給付金や各種支援金が所得として取り扱われたことなどから、大幅な所得の落ち込みにはならなかったということで、一定程度の国保税収入が確保できたということで、その分、基金の取崩額も抑えられてきたという状況でございます。

このことは、これまで定例会の一般質問や、予算審査、決算などでもお伝えしてきたところでございます。令和4年度の決算を踏まえまして、5年度内に税率の在り方を検討していくというふうに、これまでもお伝えしてきたというところでございます。

この税率の在り方につきましては、ポイントとなるところで、県が現在策定を進めております第3期岩手県の国保運営方針、これが大きなポイントとなるというふうに思っております。この中には、県内33市町村の税水準の統一について示すということを予定してございます。この方針については、なかなか現時点でも県のほうで具体的にどういった内容にするかというところが示されていないという状況でございます。いずれにしても、奥州市だけでなく、県内全市町村が、県が示す税の水準の統一に沿った運営を今後していかなければならないという状況でございます。

まずは、委員からも基金を財源にして国保税の引下げができないかということのご意見もございました。これにつきましては、今年度内に県の方針を含めて、今後財政シミュレーションを行って、これからどういう財政見通しが立てられるかということを含めまして、今年度内に財政見通しを立てた上で、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の国保連の医師の確保の負担金で、どういった状況にあるかということでございます。

国保連の医師につきましては、これまで市内の医療機関にドクターが来たという実績は、ここ数年はございません。どうしても県北、沿岸、そういったドクターの厳しい地域に県の場合は回されるといいですか、配属されるというところが、そういった実情がございまして、なかなか奥州市内へのこの奨学生の着任ということは難しいという状況でございます。

それから、市独自の奨学金の学生さんの状況ですけれども、今回決算でございましたとおり、月々

4人の奨学生として毎月給付して支援してございます。あと、一時金として、入学一時金になりますけれども、お一人分の決算ということで、現在4人の学生さんに対して支援、給付をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） では、私から、3点目のご質問にお答えいたします。

令和4年度の待機児童の人数でございます。4月時点では確認されませんでした。10月時点におきましては、施政方針の総括にもございます人数、28名でございました。また、年度末の3月で申し上げますけれども、89名の待機児童ということでございました。

以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） まず、国保会計ですけれども、県の今後の方針、そして市の内部においても5年度内の税率の在り方の検討をするということですが、県の方針がまだ決まっていないということではありますけれども、当初の目標が、今答弁あったように、5年度末で5億円の基金を残すという、確かにそのとおり当時言われましたけれども、4年度末で15億円あるわけですので、今年1年間、令和5年度で10億の基金を取り崩すということは恐らくないと思いますので、やっぱりこの差額の分は、コロナの見通し等でこうなったのではないかという答弁がありましたけれども、そういったことであれば、引き上げた分は引き下げるとか、そういったことは、十分それ以上引き下げられるのではないかなと思いますので、今後の検討の際にはそれを生かしていただきたいと思いますので、見解をお願いします。

それから、医師養成について、国保連については、そのような事情はある程度分かるところでありますが、奥州市の奨学金で、既に国家試験も受かって、医師となって、奥州市の医療機関に勤務していただく、まだそういう期間が終わっていない医師の数はどれぐらいあるのかということも教えていただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

それで、過去には全額一括返済して奥州市に着任しないでという、そういう方もいらっしゃいました。そういったことをなくすためには、学生のうち、あるいは卒業して研修期間に入ってからであっても、その対象となる奨学生、あるいは医師の方と綿密な連絡を取ったりということを十分やられたのかどうか。やられていると思うんですが、さらにやっぱり親密な関係といいますか、情報交換をするといったことが必要ではないかなと思いますが、その点の見解をお願いします。

それから、保育所の待機児童については、4月当初はゼロであっても、年度途中、年度末にはやはりどうしても増えてくる。どうしてもお子さんが生まれて、産休明けになるといったことが当然あると思うんですが、そういったところも毎年あるわけですので、見越した上で、本当は保育所をきちっと確保すべきであると思うし、非常勤の保育士ではなく、それを見越した正規職員の保育士の確保、市の保育施設、そして民間で確保していただくための支援もやはり必要ではないかなと思いますが、その点を伺います。

○委員長（小野寺 重君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） それでは、国保の基金の関係でございます。

ご指摘のとおり、税率の引上げの必要はなかったのではないかというご意見もいただきました。こ

れについては今後、財政見通しシミュレーションをする上で、上げなかったときの状態で、今後、どういうふうに運営できるかというのもシミュレーションの条件の一つとして考えていった上で、いろいろな要件も加味して、シミュレーションしていく必要があるというふうに認識してございます。そういった中で、今後、税率について、どのようにあるべきかというところも含めて検討してまいりたいと思います。

あと、医師の状況についてでございますけれども、これにつきましては、一般会計で、出資金という形で医師奨学生の学生さんの分の奨学金を支出してございますけれども、実際学生さんとコンタクトを取っているのは、医療局でコンタクトを取っておりまして、その学生さんの状況とか、そういったのを把握しているのが医療局側になりますので、申し訳ございませんが、次の医療局のほうでお聞きいただければというふうに思います。

○委員長（小野寺 重君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私からは、保育士確保策の部分について申し上げます。

さきの一般質問のときにも答弁申し上げましたけれども、まずは過去に行った緊急策ということで実施いたしましたけれども、それをまず一つ考えたい。これは直接、保育所を目指す人に響くものというものが1つ。もう一つには、環境改善、働きやすさといったところの策ができるのかどうかというのが2つ目。3つ目としては、県の一つの例ですけれども、保育士、保育所、センター、県の社協さんで実施していますが、そういったところでもいろいろな事業をやっていますので、そういったところの事業を我々のほうでも広報をプッシュして園の魅力を発信すると、そういったところをこの3つの視点で捉えて、保育士確保策というところに臨んでいきたいというふうに現時点で考えております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） では最後に、今の保育士の関連で、もう一度だけ聞きますけれども、保育士は、48ページ、49ページの保育所関係だけでなく、認定こども園、奥州市内に公立の認定こども園もあるわけですが、認定こども園でも当然保育をやっておるわけですが、そういった意味で、特に市の施設での半数ぐらいがたしか非正規雇用だったと記憶しております。

そういった意味では、正規職員の割合を増やして魅力ある職場にしていくということも、非常に大事なことでないかなと思いますので、その辺は十分検討していただきたいと思いますし、望むところでありますので、改めて伺って終わります。よければ部長にお願いします。

○委員長（小野寺 重君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） 市の施設はいずれ非正規よりも正規職員を増やしていくべきだというような話をいただきました。おっしゃる部分として、確かにそれぞれ認定こども園等から話を聞く中では、非正規の職員との1日のローテーションを組むときに、やっぱり正規職員よりも組むのが大変であるという話はされております。そういった意味からも、ある程度のそういったローテーションが組みやすいような職員配置をしていかなければいけないというふうには思っております。

民間に対して、それをどうということはなかなかできないんですけれども、いずれまずモデルといいますか、市としてある程度、いい保育体制が取れるような状況というのをきちんとまずつくり上げ

ていきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 19番及川委員。

○19番（及川 佐君） 19番及川です。

主要施策の61ページ、1点だけ聞きますが、中段にあります健康増進課分の病院事業会計負担金が13億円、それから病院事業会計出資金が1億4,900万円。病院に関してはこの2つです。

その下に、このコロナ対策として事業会計負担金が出ていまして、健康増進課分として1に感染症診療体制整備事業、それから病院事業会計負担金（防疫作業従事員手当等）、3番目の病院事業会計出資金（感染症診療体制整備事業）とあるわけですが、補助金としては同じなんだろうけれども、負担金としては同じなんだろうけれども、あえてこういう2つに分けているんですが、その理由について伺いたします。

○委員長（小野寺 重君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） ご質問にお答えいたします。

2段に分けた理由でございますけれども、事業会計負担金、これの上の分については、コロナ対策を除く分として、通常のコロナ以外の分の負担金の部分として整理させていただいたと。そして、その下の欄のコロナ対策分ということで、これについてはコロナの支援金をいただいて取り組んだ事業という形で、この事業を分けて、あえてコロナ対策とそれ以外の分ということに分けて整理させていただいたという中身でございます。

○委員長（小野寺 重君） 19番及川委員。

○19番（及川 佐君） 前年度はそういう分け方をしなかったと思うんですね。今回から初めてコロナ関係で別枠にしたと。これはなぜかということをお聞きしたかったんですが、いずれこれは両方足して負担金ということになりますと、中段のほうからすると、大体14億五、六千万円、下のほうで恐らく1億円ぐらいでしょうか。いずれこれ、負担金と出資金、両方合わせれば15億円という、こういうふうに計算してよろしいわけですか。

前も大体そんな、こういうふうな分け方はしていませんでしたけれども、15億円ほどのそこら辺の大体の推移に合わせて、そういうふうに考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○委員長（小野寺 重君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） ただいまご指摘いただいたとおり、負担金と出資金の合計した分ですと、約15億2,000万円ほどの合計額になりますので、これについては委員お話しのとおりでございます。

○委員長（小野寺 重君） 8番東委員。

○8番（東 隆司君） 8番東です。

保育事業に関わって、3点伺いたします。

1点目は、17番の参考資料の中にあります2ページ、保育所入所者負担金、収入未済額のうち、滞納繰越40人分ですが、この金額はいかほどなのか伺いをいたしますし、その中で、複数のお子さんの分を滞納している人はおられるのかどうか。おられる場合は何人でしょうか、伺いたします。

2点目は、事務事業評価の17ページ、97番、保育士確保対策事業の部分につきまして伺いたし

ますが、この事業を今回やめるようですけれども、一定の利用者がいる事業の中で、この事業をやめる理由はどういうことなのか、併せて新たな保育士確保対策の実施に関して検討するということでもありますので、これがあるからやめるということなんでしょうけれども、このように考え方を改める理由をお伺いいたします。

3点目は、同じページの102番、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業ということでございますけれども、この中で令和4年10月から臨時特例事業に相当する事業が処遇改善Ⅲとして実施されることとなったとありますが、この内容についてお伺いをいたします。

○委員長（小野寺 重君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） まず、1点目でございます。収入未済の状況です。保育所入所者負担金、滞納繰越分40人ということですのでけれども、複数の子どもさんがいらっしゃる人数を把握しているかということですのでけれども、大変申し訳ございません、ちょっと今手元の資料としては押さえておりませんので、もしよろしければ、後ほど整理の上、お渡ししたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

すみません、大変失礼いたしました。この1,481万2,520円全てが滞納繰越分ということになります。すみません、ちょっと資料を見間違えました。失礼しました。全額滞納繰越分ということになります。

続いて、2点目でございます。事業評価の97番です。確保対策事業でございます。こちらやめるということですのでけれども、確保対策事業ということで令和3年度まで実施をしていたものでございまして、令和3年4月1日までに就職された方を対象として、奨学金活用されている方は返済をするというところで、まず緊急確保対策事業ということで、そこでやめたというものでございます。なので、新規の受付はしておりませんけれども、それまでに申請をして、かつ、現在も保育所、認定こども園施設で勤務されている方で、きちんと返済されている方には補助金を交付しているというものでございます。

先ほど来申し上げておりますけれども、例えば過去に実施したものの再度の活用という中にはこれも含まれておりまして、こういったものを再度やるのもどうかということで考えているということでございます。

続きまして、3点目でございます。102番の処遇改善事業でございます。こちら昨年、令和4年9月まで国のほうで実施した処遇改善事業ということですのでけれども、それ以降につきましては、新しい処遇改善の新しい加算のⅢということで位置づけがなされたものでございます。管理職にある方は別として、実際保育に携わる先生方の給与の継続的なベースアップにつながるというのが確認された事業、各施設さんでも処遇改善がなされているというのが確認された場合には、そちらに対して加算として国のほうからの給付費、お渡しする金額が増えるという新しい加算ができたというものでございます。

大変失礼しました。以上でございます。

○委員長（小野寺 重君） 松田課長、ただいまの収入未済の質問について、答弁保留としますか。その確認をお願いしたいんですけれども。

松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） 失礼いたしました。この人数の中に複数人、子どもがいる人数がどれくらいかということでもよろしかったと思いますけれども、確認をさせまして、この時間中に資

料を提供できるように努めたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） ちょっと確認しますけれども、資料提供をするということですか。

松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） 調べてお答えするようにいたします。

○委員長（小野寺 重君） 8 番東委員。

○8 番（東 隆司君） 実は今、委員長のほうでやっていただいたことに関連してだったんですけれども、いるかないかによって、次の質問で聞きたいことがあったんですよ。今はいるのかいないのかもお答えがありませんので、次の質問ができませんので、今課長がこの時間中にご答弁なさることですから、その答弁を聞いてから、もう一回ちょっと聞きたいことがありますので、それはそれとして、違うほうでちょっと再質問させてもらいます。

2 番目については分かりました。

3 番目の令和 4 年からやっているということの処遇改善Ⅲですか、これはいつまでやる予定なのかということと、あとこの処遇改善はすごく大事なところでございまして、当然ながら全部の施設が、33施設、100%ということで実施されているということでございます。

ただ、今の経済情勢等から考えますと、一般的に給与は上がっていくわけですね。補助が仮になくなった場合に処遇改善もストップしてしまうという懸念があるように感じられるんですが、事業者さんの経営体力等によってそれぞれが違うということは当然想定されますけれども、その辺の部分についてどのような、今、懸念を含めて、所見を持っておられるのか、部長のほうからお答えいただければありがたいと思うんですが、お願いします。

○委員長（小野寺 重君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、お答えいたします。

処遇改善事業につきましては、昨年度、緊急的に一定額を上げてもらうためにこういった形の改善を取ってきたということですが、今後は保育所に対する委託料として生じる公定価格の中に配慮されて反映されていくということになるとは言われております。そういったのは多分、人事院勧告とかそういったものも考慮しながら、そういったものが反映されていくのではないかとこのように思っておりますので、そちらのほうで、あとは今の世の中の給与が上がっていく動向の中できちんと反映されていくのではないかとこのように思っております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） 大変申し訳ございません。整理をしておりましたが、間に合いませんので、答弁保留とさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長（小野寺 重君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） すみません。申し上げます。9 名ということでございます。9 名の保護者さんということです。失礼しました。

○委員長（小野寺 重君） 8 番東委員。

○8 番（東 隆司君） それでは、その件についてお伺いいたしますけれども、複数のお子さんがおられて、9 名ということでございまして、その場合、お一人目という言い方はおかしいですが、既に

保育料の滞納状態があった保護者の方が、第2子以降の入所をお願いするといった場合は、そこは無条件でというか、そういうふうな形での入所を許可しているというか、そういうことなのかどうか。もしくはその滞納の分について、やはり一定の解消に向けたことなどをお話をしながら、最終的には入所を受け入れるというような対応なのか、そのあたりはどのような対応をなさっているのかお伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） お答えいたします。

あくまでも入所に関しましては、保育の要件に該当するかどうかというところで判断いたします。それとは別に、保育料の滞納がある方につきましては、いろいろ例えば窓口にいらっしゃる機会があれば相談したりとか、催告であったりとかいう手続もございますし、種々連絡を取り合いながら、滞納の分は滞納の分では納めていただけるように対応に臨んでおります。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 8番東委員。

○8番（東 隆司君） 分かりました。

ちょっとこのケースとは違うわけですが、一般的な話として、補助金交付を受ける場合に、市税滞納があると受けられないというようなことはルール上、あるわけです。ただ、お子さんの保育所入所がそれと同列だということではないということは、当然私も認識しておりますけれども、その中で、今課長のご答弁の中でも、滞納整理のほうについてもきちんといろいろお話をしているということなんですが、やはりそれでもなお、なかなか、1,400万円というのは決して少ない数字ではないと。大変な状況の中でも完全納付をしながら保育所に通わせている保護者の方々も当然ながらいっぱいいらっしゃるわけでございまして、やはりそういったところに対する公平性の担保ということからしても、やはり納付指導もさることながら、かなりやっばり苦しい状況であれば、何らかの支援、すぐに生活保護ということではありませんけれども、福祉サイドとも十分に連携を取りながら、可能な限り、滞納の解消に向けた取組をやはり進めるべきというふうに考えるんですが、最後に考えをお伺いして終わります。

○委員長（小野寺 重君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、保護者さん方とお話しするときに、ご家庭の状況であったりとかというのをお話を伺ったりと、いろいろそこはするわけですので、今委員おっしゃったように、例えば場合によっては福祉課のほうでのいろいろな事業、サービスとの連携というのは考えられると思いますので、そのように臨んでまいります。

○委員長（小野寺 重君） ほかに質問のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺 重君） それでは、以上で健康こども部門に関わる質疑を終わります。

説明者入替えのため、4時30分まで休憩します。

午後4時18分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後4時30分 再開

○委員長（小野寺 重君） 再開いたします。

次に、医療部門に関わる令和4年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

佐々木医療局経営管理部部長。

○医療局経営管理部長（佐々木靖郎君） それでは、医療局が所管いたします令和4年度奥州市病院事業会計決算の概要について、奥州市病院事業会計決算書、決算附属書類及び主要施策の成果により、主なものをご説明いたします。

初めに、決算書の11ページをお開きください。

令和4年度病院事業全体としての状況でございますが、令和4年度は、3年度と同様に、急性期医療から慢性期医療、在宅医療を提供し、各地域の医療ニーズに応えるべく医療機能の充実に努めてまいりました。市内においても第7波、第8波と感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に対しては、感染症病床を有する総合水沢病院を中心に、患者様への治療はもとより、検査及びワクチン接種体制の整備を図り、医療局全体でその対応に当たってまいりました。

次に、医師数でございますが、常勤医師は総合水沢病院において昨年6月より1人増となったものの、12月末で退職したため、年度末時点では前年度と同数となりました。

一方で、会計年度任用職員の医師は2人減り、全体で前年度から2人減の24人となっております。

依然として深刻な医師不足の状況が継続していることから、医師招聘や医師奨学生の義務履行等の医師確保に力を注ぎ、医療提供体制の強化を図るとともに、経営の健全・安定化を進める必要があります。

医師養成奨学資金貸付事業の養成医師1人が、2年目となる常勤での義務履行を行ったほか、4人が週のうち1日、応援診療での義務履行を行ってございます。今後は養成医師が常勤として勤務するよう働きかけるとともに、大学等との連携の強化を図るなど、医師の確保に努めてまいります。

新市立病院建設につきましては、市立医療施設の在り方の中で検討してまいりましたが、現在は新医療センター建設準備室と連携を図りながら、その機能等について検討を進めているところでございます。

次に、令和4年度から医療局でも特徴的な事業を主要施策として取り上げており、その成果についてご説明申し上げます。

病院事業会計の主要施策の成果に関する報告書の上段をご覧ください。（1）建設改良費については、医療機器及び施設整備を行い、総額で1億4,021万9,000円の支出となりました。

主な内訳としましては、リース資産購入として、総合水沢病院及びまごころ病院において、老朽化したMRI装置を更新いたしました。そのほかの詳細については記載のとおりでございます。

下段をご覧ください。（2）の長期貸付金についてでございます。これは医師養成奨学資金を貸し付けるものであり、2,520万円の決算額になりました。内訳としては、新規貸付者1名を含む4名に貸付けを行ったものでございます。詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、病院事業会計決算の概要についてご説明いたします。

初めに、21ページをお開き願います。

3の業務、（1）業務量につきましては、医療局全体の入院患者数が2万7,909人で、前年度に比較して2,890人、率にして9.4%の減となりました。外来患者数につきましても、訪問看護も合わせて

12万970人で、前年度に比べ664人、0.5%の減となります。

次に、27ページをお開き願います。

病院事業全体の欄をご覧ください。

一般病床の利用率は36.1%と、前年度の39.8%から3.7ポイントの減となりました。

次に、31ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の状況についてであります。金額は、消費税及び地方消費税抜きで千円未満を四捨五入し、千円単位でご説明いたしますので、ご了承願います。

まず、事業収入ですが、病院事業全体で、1の医業収益は27億3,884万4,000円で、その内訳は入院収益が11億2,056万3,000円、外来収益が12億3,227万3,000円、その他医業収益が、一般会計繰入金及び公衆衛生活動収益などで3億6,546万3,000円、本部費配賦額が2,054万6,000円であります。2の医業外収益は23億205万2,000円で、その内訳は、補助金が、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金などで11億2,137万5,000円、負担金交付金が、一般会計からの繰入金で11億3,300万1,000円、長期前受金戻入が1,951万5,000円、その他医業外収益が、行政財産使用料などで2,693万1,000円となっております。3の訪問看護事業収益は、外来収益で6,237万3,000円。4の訪問看護事業外収益は、雇用保険料などで1万8,000円。5の特別利益は、過年度損益修正益が83万3,000円であります。これらの事業収入の総額は、51億411万9,000円となっております。

次に、37ページをお開き願います。支出に関する内容でございます。

事業費につきましては、病院事業全体で、1の医業費用は、給与費、薬品費、診療材料費等で39億8,276万7,000円。2の医業外費用は1億5,821万7,000円。3の訪問看護事業費用は、給与費等で7,507万3,000円。4の特別損失は、過年度損益修正損などで294万7,000円。事業費の総額は42億1,900万4,000円となりました。

続きまして、5ページに戻り、損益計算書をご覧ください。

5ページの下から3行目、収支差引で、当年度純利益は8億8,511万5,000円で、当年度未処理欠損金は12億4,549万6,000円となりました。

次に、2ページをお開きください。

中段より下にある(2)の資本的収入及び支出につきまして、金額は、消費税及び地方消費税込みで、千円未満を四捨五入し、千円単位でご説明いたします。

決算額につきましては、3ページをご覧ください。

資本的収入の総額は2億2,175万円。資本的支出の総額は3億2,000万3,000円で、この内訳は、建設改良費が、医療機器の購入、施設設備の改修工事等で1億4,021万9,000円、企業債償還金が1億5,458万4,000円、投資が、医師養成奨学資金貸付事業による奨学金で2,520万円となっております。

なお、資本的収入・支出の差引きで不足する額9,825万3,000円は、過年度分の損益勘定留保資金をもって補填してございます。

次に、9ページの貸借対照表をご覧ください。

まず、資産の部ですが、1の固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資を合わせて37億6,888万9,000円。2の流動資産は、現金預金27億9,357万1,000円、未収金10億5,542万3,000円などで、流動資産合計は38億7,816万6,000円。資産合計が76億4,705万5,000円となっております。

次に、10ページ、負債の部であります。3の固定負債は、企業債で7億5,902万7,000円。4の流



動負債は合計が6億663万4,000円。5の繰延収益は合計が1億7,401万3,000円で、負債合計が15億3,967万4,000円となっております。

資本の部につきましては、6の資本金は70億2,269万8,000円、7の剰余金合計はマイナス9億1,531万7,000円となり、資本合計は61億738万1,000円となっております。

以上が、令和4年度奥州市病院事業会計決算の概要でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（小野寺 重君） 執行部側にお願いいたします。答弁する方は、委員長と声をかけて挙手をしていただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

11番千葉委員。

○11番（千葉和彦君） 11番千葉和彦です。

私は、健全化判断比率審査意見書、こちらのほうから質問させていただきます。

118ページ、まごころ病院が上段に書いてありますが、その中で9行目ぐらいに、流動資産8,700万円ほどであり、流動負債が1億7,600万円を下回っているという状況で、早急な改善が求められるという指摘がなされております。これ単体で見れば、どう考えても資金ショートするような財務諸表だなどという状況ですが、この原因、それからどのように改善なさるかについて伺います。

あともう一点は、同じ資料の131ページです。診療収入等の収入状況、下の表に過年度分の未収額1,571万4,000円、不納欠損額85万5,000円ほどという表があり、次の132ページ目には過年度未収金の内訳ということで、平成8年からの施設ごとの未収金が一覧表であります。

先ほど説明いただきました決算書の貸借対照表を見ますと、貸倒引当金は230万円を積んでおりますが、これは昨年と同額の貸倒引当金額になっています。一般的に会計ではどのような引当てをやっているのか、ちょっと分からないんですけども、通常の会計であれば、法定繰入率、未収金のほとんどは社会保険料だというのは分かるんですけども、このような未収金に対して、法定繰入率を掛けて貸倒引当金を計算するんじゃないかなと思うんですけども、230万円積んでいる状況です。

132ページを見ますと、平成8年から、大分古いもあるような状況で、貸倒引当金を積んでいることから、これも早急な検討をするべきではなかったのかなと、令和4年度決算においてという思いもあるものですから、不納欠損額の考え方、一般企業的な考え方で、本当に回収できる金額が平成8年からのやつで回収できる予定なのかどうかについて伺いたい。この2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長（佐々木靖郎君） 2点のご質問でございました。

まごころ病院の早急な経営改善、原因と対策という部分でございますが、詳細については事務長からも説明していただきますけれども、まず、考え方として、やはり一企業体から言えば、確かに資金ショートしているという状況なのは理解してございます。

ただ、奥州市医療局ということでございますので、5つの医療施設を合算して会計処理しているものですから、この分については何ら問題ないという部分には理解してございますが、ただ、委員おっしゃるとおり、やはり早急な改善というのはもちろん必要というふうに考えてございます。詳しくは後で、まごころ病院事務長から説明していただきます。

あと、未収金の件なんです、確かに引当金といいますか、230万円、毎年同じ額をとということでございますが、過年度の未収金につきましては、やはり医療費の、要は患者様からの未収金の部分がほぼほぼ、ほとんどだというふうに考えてございます。

それで、徴収員もおられまして、いろいろ当たりをつけながら、毎年減らしていつているところでございますが、確かに平成8年度という古い部分もありますので、その辺の判断はやはり必要だったかなというふうに思っておりますが、いずれ、この辺につきましても、いろいろ当たりをつけながら対策は講じているところですが、引当金については230万円同額で予算は置いたものという部分、その是非というのはちょっと今後検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（小野寺 重君） 高橋まごころ病院事務長。

○まごころ病院事務長（高橋 功君） それでは、ご質問にお答えいたします。

急速な経営改善、それから資金ショートにつきましてということでございますが、やはり収入の面で、まずは見直してというか、再確認をすべきであるというところで考えております。

昨年度から経営改善に当たりまして、医療局では外部のコンサルタント、そういった業者も導入しながら、当院でも意見をいただいております。今のところ、昨年から今年にかけて、今年取り組めたのが、収益で3,000万円程度の増収が見込める策を導入いたしました。

それから、さらにもう少し、今、病床の形態が、まごころ病院は一般病床、それから地域ケア病床ということで、22の地域ケア病床があるんですけれども、こちらにつきましても当院の患者に対する治療の形態からいきますと、一般病床で入院させておくよりも地域ケア病床のほうが単価が高いというところがございます。そういったところで今現在、22ある病床数につきましても、具体的には増やすというところについて、具体的な話を進めていかなければならないなというところです。

こちらについても、先ほど申しました外部コンサルタントからアドバイスをもらっておるんですが、まごころ病院は全部で48床あるんですが、48床マックスの数字で言われているものですから、ちょっとなかなか、病床利用率100%ということはありませんので、もう少し金額等の算定につきましては、じっくり考えてお話しできればなと思っておりますが、そういったところで収益のほう、期待するところでは、5,000万円程度の増額を将来的に進めていきたいものだということで考えております。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 22番阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

決算審査意見書の中から2点お伺いをしたいというふうに思います。

116ページ、117ページに指摘をされておりますけれども、国のほうから令和4年3月に持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、令和9年度までを標準的な期間とする公立病院経営強化プランの策定が求められていると。現在、市立病院・診療所経営強化プランの策定の作業を進めているがというところなんですけれども、この進捗状況についてお伺いしたいというふうに思います。

監査のほうからは、116ページの下のほうにありますけれども、早期プランを策定することを求めてきたが、いまだに策定されていないことは遺憾であると、大変強いお言葉をいただいております。この進捗状況をお伺いしたいというふうに思います。

それから、先ほどご指摘、11番委員からもありましたけれども、まごころ病院の経営状況ですけれ

ども、5つの病院・診療所で、新型コロナウイルス感染症対策の関連補助金が交付されたこともありまして、黒字になっておりますけれども、まごころ病院だけが2,650万円の純損失ということでございまして、流動比率が49.6%、早急な改善を求められている。先ほど早急な改善をということで、外部コンサルも入れているということでございますけれども、もっと踏み込んで改善をすべきではないかと思います。

地域ケア病床を増やすということでございますけれども、前年度も増やしているんですよね。入院は増えていますが、外来が2,000人以上減少しているんですよ。この辺に手当てをしていかないと経営改革はならないと、健全にはならないというふうに思いますけれども、もう少しご説明をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（小野寺 重君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長（佐々木靖郎君） それでは、1点目の経営強化プランの作成の進捗状況という点についてお答え申し上げます。

議員さん方にご説明もしているところでございますが、やはり経営強化プランにつきましては、監査委員さんからも指摘をされたとおり、早急な作成が必要だというのは、そのとおりでございます。

議会の質問の中でも、経営の目標がなければ管理ができないのではないか、PDCAを回しながらという話もございましたので、早急にまとめるように努力しているところでございます。

ただ、やはり一番課題となっているのは、5市立医療施設の在り方の部分について、やはりきちっとした姿がまだ見えていないというのが正直なところでございます。これに関しましては、地域医療懇話会等で医師会の皆様方からも、新医療センターの計画に合わせて、その辺もちゃんと整理して、あるいは経営改善の方策、医師確保の目安がない限りはなかなか厳しいというようなご意見をもらっているものですから、院長所長会議等を開きながら、その部分についてまとめるような作業を今しているところでございます。

具体的な目標としましては、11月には素案となるものをお出しするように考えているところでございます。それをお出しして、議会の皆様、あるいは地域医療懇話会の関係者等にお示しをして、ご意見をいただきながら修正をして、何とか今年度中にまとめるということでございますので、3月ぎりぎりになるかもしれませんが、今年度中には経営強化プランをまとめたということでございますが、何しろこの間、何年となく悩んでいる5施設の在り方、経営改善、医師確保という3つの厳しい課題があるものですから、その部分についてまとめるのに時間がかかっているというところでございます。

次に、まごころ病院の部分、踏み込んだ改善をというところでございますが、先ほど事務長からお話があったとおり、やはり48床という部分での収入の限界というものもでございます。ただ、ご存じのとおり、まごころ病院は、在宅医療に関して、本当に高い評価を受けているものと私は考えてございますので、その辺の部分について、やはり医療経営をする際には、医療の質と、それから経営健全化という両輪でやっていくのはそのとおりだなというふうに考えてございますが、本当に毎日毎日、そういう地域の方々の健康を守るために奮闘していただいているというふうに思っております。

あとはどうやって経営的に、今は赤字になってございますが、その辺については抜本的に、例えばですけれども、その辺の部分、例えば在宅医療の部分についてもう少し収入を得るような、いろいろな方策があると思いますけれども、その辺に手を入れるとか、本当に大きな改革をしていかないと、

この赤字はちょっと難しいかなと。ただ、やっている医療の質は落としたいくないと、このように考えてございますので、その辺を両輪見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小野寺 重君） 19番及川委員。

○19番（及川 佐君） 今言った関連で、経営強化プランの件ですが、この審査意見書には、今の表がありました病床利用率が令和3年度の黒字団体の平均は64.5%、ところが奥州市の場合、令和4年度では35.4%の使っている率ということで、これはどうしようもないというか、一般病院の場合は、七、八〇%ぐらいいいかないと収益は上がらないというふうに言われていますが、それでも一応、64.5%という平均に比べれば、35.4%は、これはどうにもならない数字だなと思っておりますので、まず病床利用率を上げる必要があるだろうと。

もう一つ、職員給与費がありますが、黒字団体の平均は57.5%、ところが令和4年度の奥州市は84.5%、令和3年度においては96.8%、要するに収益のほとんどが給与になっちゃうという可能性が高いんですね。ここら辺はやっぱり根本的な問題に触れてきますので、これは強化プランの中にもはっきりと指数として入れないといけないと思うんですね。これに関しては、やはり強化プランを作成するに当たって入れていただくようお願いするんですが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（小野寺 重君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長（佐々木靖郎君） 今ご指摘の監査委員さんの117ページの黒字団体の平均指数というのは、強化プランをつくる際にも一つの目安であるかなと私どもも考えてございます。

国のガイドラインにも、やはりちゃんとこの5か年間で黒字になることを基本として、いろいろ経営改善に努めなさい、役割分担をなささいという部分がありますので、その辺の目標数値になるべき数字かなと考えてございますので、すぐこのとおりはなかなかないかもしれませんが、この黒字を目指して、目標数値は設定する必要があるかなと考えてございます。

なお、病床の利用率というのが、やはり一番収入が多いのは入院収益でございますので、その辺については、今回3年度より落ちておりますけれども、診療単価が幸い、手術の分とか、コロナ関係の患者様の単価が高いということもあって、収益的には上向いております。

なお、4年度はそのとおりでしたけれども、5年度につきましては、総合水沢病院においては、コンサルの指摘もあった一つの中に、ベッドコントロールして病床利用率を上げていく必要があるという部分を、本当に職員が今努力して、その部分についても、病床利用率もだんだん上がってきてございますので、そちらについては、この状況ではやはりうまくないという部分があって、どうやって、特に水沢病院の分を上げていくのが今後の課題であり、経営強化プランの中にも書き込んでいかなければならないというふうに考えてございます。

○委員長（小野寺 重君） 19番及川委員。

○19番（及川 佐君） 今の問題と、先ほどの医師確保の問題についてもちょっと触れたいんですが、総じて今回の決算書は、左側の116ページに書いてありますので、あながち私は決算として悪くはないと思っておりますし、そういうふうな審査意見書もあります。8億8,500万円ほどの純利益を計上できたと。したがって、欠損金は21億から12億まで減ったと。これは確かに令和4年度の指標としては、これは決して悪くない数字だろうと思っておりますが、この文章を読んでいくと、やはりちょっといろいろ問題があるなというふうに思います。

医師については、やっぱり減ったと。医師確保に取り組んでほしいと、こういうふうに文章があり

ます。先ほどは言いませんでしたけれども、奨学金をいただいている学生さんを今年度も、2月に恐らく募集するんでしょうけれども、令和4年度で一人募集をかけて、残り3人かな、4人かな、3人が従来から市の奨学金を受けていると、こういう事態ですが、思えば、この奨学生の人数は、多いときは十数人までいました。中には辞めていく方もいるし、一部ではこういう病院に勤める方もいますけれども、やっぱり採用は複数人、毎年しないと、1人だけを新たに確保すると、なかなか追いつかない。本人が辞めてしまったら、年齢を若くするという意味では継続性がなくなるので、ぜひ複数人を予算に計上して採用することが、一番確実な医師確保の手段だろうと思っていますが、昨年度はお一人でした。今年度は2名ですか。複数をやっぱり継続的にずっとやっていくということが医師確保につながると思うので、ぜひこの辺に関してはどうなのか、お伺いしたい。

それからあわせて、ここに書いてあるんですが、当年度は前年度に続き、純利益を計上することができた。しかし、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対応関連補助金等によるところが大きく、当該補助金等が交付されなくなった際には、再び純損失の発生が懸念されると、こういうふうに書いてあります。

まずここでお伺いしたいのは、コロナ感染症対応の補助金というのは総額で幾らなんでしょうか。私の試算では11億円ほどというふうに踏んでおりますけれども、11億円の補助金なり交付金があるということは非常に大きいので、この辺は強化プランの中にもないことを前提に入れると思うんですが、この見解をお伺いします。

それから、繰入金の問題ですが、その下にさらに書いてありますが、繰入金15億2,300云々と、基準内が14億円ぐらいと。92.5%を占めているとはいえ、残る基準外については圧縮することが望まれると、こういうふうに書いてあります。そもそも繰入金は、前にも質問しましたけれども、15億円ほどコンスタントで、ご存じのように、15億円の一般財源から投資といいますか、使うわけですが、交付金で戻ってくるのは2割5分から、もう3割いかないでしょうね、自治体に戻ってくるのは。

したがって、15億円のうち、3億円ぐらいは交付金で後で国から来るでしょうけれども、残りの10億円以上はほとんど一般財源から費やすと、こういうことになっていると思いますので、やっぱり繰入金に依拠するというのは、あまりよろしくない。というのは一般財源のほうが圧縮されますから、毎年15億円が動いているとすると、10年間で150億円になっちゃうわけですよ。かなりの金額ですから、なるべくこれは、確かに出すことは基準に従って請求するんですけども、交付金で戻ってくるのはせいぜい2割5分がいいところですよ。という意味では、これをもう少し考えるべきだと思うんですが、これはいかがでしょうか。以上3点質問しますので、お答えをお願いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 浦川経営管理課長。

○医療局経営管理課長（浦川敏明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、奨学金の関係でございますが、現在の奥州市の医師奨学生でございますけれども、令和5年に2名、貸付けを行ってございまして、全体で12名の医師奨学生が今現在いるような形になってございます。

そのうち貸付けを行っている方が7名おりますし、現在義務履行を行っていただいている方が5名というような状況になってございます。5名のうち1名は常勤で水沢病院のほうにご勤務いただいておりますし、残りの4名につきましては週1回の義務履行ということで、応援医師として義務履行の

ほうを果たしていただいているというような状況でございます。

予算的には、1名の予算ということで計上のほうをしているのですが、先ほどお話ししましたように、予算の範囲内で、一時金とかそういうものを借りないような部分につきましては、状況に応じまして複数名の貸付けを行うというような状況で進めてきてございます。

要は、幾ら貸し付けるかということよりも、その貸付けを行った方に確実に義務履行をしていただくということが大事だというふうにこちらのほうでは思っておりますので、今貸付けを行っている方が早期に奥州市の医療機関のほうにご勤務いただけるような形で進めていけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、コロナのほうの補助金の関係でございますが、補助金の合計額につきましては、委員おっしゃるとおり、合計で11億1,345万円ほどの補助金をいただいているというような形になってございます。こちらのほうにつきましては、コロナの補助金で多くの金額を補助いただいているということですけれども、その反面、コロナの関係で、病院のほうの入院の病床等を制限するとかという部分で、ある程度、入院のほうの部分が縮小されていたという部分もございます。

コロナが落ち着いてきた場合、補助金のほうも減ってきますが、それに伴いまして、病床の確保のほうも同じく同時に進めていくということになりますので、そこは入院の収入のほうも増えてくるのかなというふうに思っておりますし、その辺も含めまして、改革プランのほうに計上しまして、今後どうしていくかという部分を載せていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、繰入金の部分についてですが、繰入金につきましても総額で15億円ほど頂いているという形になってございます。ここ二、三年の部分で見ますと、例年、数千万円ずつ繰入金のほうの合計は減ってきてございますし、繰入金の中にはコロナ対策で頂いているという部分の繰入金もございますので、そこもコロナが落ち着いてくれば金額のほうは若干減ってくるのかなというふうに考えているところです。

ただ、監査委員さんからの指摘もございましたように、基準外の部分も減らしていくべきだというようなご指摘も受けてございます。基準外の分につきましては、先ほど申しました医師奨学生の奨学金の部分とか、そういう部分が大きな部分になってございますので、急激に大きく減らすというのは、将来的な医師確保の部分についてどうかという部分はありますが、そのほかの部分についてもないわけではございませんので、その分をできる限り圧縮してまいりたいというふうに考えているところです。

○委員長（小野寺 重君） 19番及川委員。

○19番（及川 佐君） まず1つ、コロナの感染症は今現在も続いているわけですが、これが5類になった、その辺の関係で、補助金というか、これは変わるのかどうか、ある程度見込めるのかどうか、これについて、まず1点お伺いします。

それから、医師確保も予算の枠内で複数名できれば採用したいということだろうと思いますので、なるべく、予算の枠はあるんでしょうけれども継続的に、やっぱり年数が掛かると思うんですよ、こういう人を採用するということは。だから、むしろ予算もありますけれども、必ず複数を意図してやっぱり採用するというのが、継続的に、1人の方が来なくても何とかもう一人残ってくれるという意味では確率も高くなるので、その辺は意識的に、予算の枠だけじゃなくて、人数を先にお二人ならお二人というふうに決めていただけたらどうかと思いますが、この2つについてお伺いいたします。

○委員長（小野寺 重君） 浦川経営管理課長。

○医療局経営管理課長（浦川敏明君） コロナの補助金の部分につきましては、9月以降の部分について、まだ正式な方針は示されていないというような状況になってございますので、通常ですと、このまま大きな部分はないということになりますから、コロナの補助金については縮小されていくというふうな方向性で考えているところでございます。

あと、奨学生の採用についての人数を決めてということでございますが、こちらのほうでも奨学生についてはある程度の人数を確保していきたいというふうに考えてございます。ただ、先ほど委員がおっしゃられたように、予算の関係もございますので、そこは予算の部分を考慮しながら、複数名でできるような形で検討のほうをさせていただきたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） ちょっと補足といいますか、奨学生の関係でちょっと一言申し述べさせていただきたいと思います。

おっしゃる意図はすごく分かって、私どもも、言い方は悪いんですけども、数は多いほうが義務履行の確率云々といいますか、総数が多いほうが義務履行していただける数というのは多くなるという期待はすごく持っているんですけども、ただ、今現在におきましては、経営強化プランはこれから5年ほどの計画ということになりますけれども、さらに別な場面で詰めている新医療センターというふうな形のもの、それに伴って、全体の施設の在り方というのがいずれ見えることになるはずなんです。そういったことを踏まえながら、必要な医師数というのもある程度見えるはずなんです。

ですから、そこを見ながら、計画的にいかないことには、奨学生の皆さんが数多く、逆に過剰に義務履行いただくというようなことは、環境的にあまりよろしくもないですし、経費的な問題もありますけれども、いずれそのタイミングだと思います。

今の時点では、予算の話は、これまでの過去の市長部局との調整の中で、最低1人分の、新たに1人採用できる予算。そして、それまでのいらっしゃる学生さんの月額の方というふうな形の予算のつくり方を今しています。さっき言いましたように、今後の話はまた変わり得ると思いますし、その辺を見込みながら、そのタイミングに合わせて採用人数というのも、これは1年1年の話じゃなくて、一度採用すれば、もうそこから十何年の話なので、いろいろつながりを持つのが。そういうことを見ながらいかないと、奨学生の方にも迷惑になるというケースも中には出てくるでしょうから、そういった計画性を持って予算のほうも考えていきたいと思っていますし、それを踏まえて市長部局と今後調整をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 19番及川委員。

○19番（及川 佐君） 今の件をちょっと確認しますけれども、ということは、新医療センターのその大枠の数字が分からないと、採用がなかなか難しい。例えばハビリ中心とすれば、そういうお医者さんで、いろいろな科目もなくて済むかもしれないということも含めて、新医療センターのイメージが定まらないと採用がなかなか難しいと、こういうことというふうに理解してよろしいんですか。

あるいは、むしろ診療科目のほうで、例えば整形外科とか、こういうものは一般病床においても足りないことははっきりしているわけですから、いずれ奨学金を出した、その後の義務履行の関係もありますけれども、それは目標は何か、新医療センターが分からないとなかなかできないというふうに

考えているのでしょうか。ちょっと分からなかったなので、お願いします。

○委員長（小野寺 重君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） 1つの要素としては、新医療センターというのも当然あります。というのは、この施設だけではなくて全体の話になりますから、そもそもが。新医療センター単独の話ではなくて、医療局の中で、医師として何人ほど確保したいという、その辺が見えればという話をしたわけなんですけれども、つまり、これから検討するというか、中身の詳細が決まってくる新医療センターが見えなければという話ではなくて、先ほど申したのは、今取り組んでいる経営強化プランの策定の部分もあるんですけれども、これは向こう5年の話になりますけれども、その中である程度、近い将来の話をそこで見据えなければいけない。新医療センターはさらにその先の話なので、そこはつながる話なんですけれども、その辺をトータルで見ながらいかなければいけないというふうな意味で申したつもりなんですけれども、先ほど診療科の話がありましたけれども、残念ながら奨学生の皆さんを何人確保したとしても、こちらの思うような診療科に進んでいただけるかどうかというのは分からないです。

だから、多分そういう意味でおっしゃっているのかなと思うんですけれども、ある程度の数の奨学生の方がいらっしゃれば、確率的には期待が持てるのかなというふうなことでおっしゃるのかなと思うんですけれども、ただ、そこは逆に、来てくださいというつもりで採用した奨学生の皆さんが、実はやりたい診療科がないとかということになってしまうと、結局行き場がなくなってしまうので、これまでも過去にもありましたけれども、やりたいのがここにはないからということで返還をして去っていくというふうなケースも中にはありました。

それも覚悟の上で数を何とか採用すればという考えもあるかもしれませんが、そこはトータルのなやっぱ判断になるんだろうなと思いますし、あとは最終的には予算との兼ね合いも当然あるということで、いつになったらというよりも、毎年その辺は考えながらいかなければいけないと思っていますので、来年変わるかもしれませんが、近々そういうふうな環境になるかもしれませんので、その辺はちょっと、はっきりは申し上げられません。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。

医師確保について、今話にもありました医師奨学金のことも含めて伺います。

最初の部長の説明でもありましたが、医師数については苦労しているということでありますけれども、現在、義務履行者が5名、そして医師養成奨学金を借りている方も5名だったと思うんですけれども、あと義務履行保留中の方もいらっしゃると思うんですけれども、その辺もちょっと整理して、義務履行の5名は分かったんですけれども、保留されている方、先ほど説明があったかもしれませんが、ちょっと聞き漏らしたので、お願いしたいと思います。

それから、義務履行につなげていくためには、やはり学生のうち、奨学金を借りているうちからですけれども、やはり定期的なコンタクトや接触が非常に大事ではないかなと思いますし、岩手県以外の方もいらっしゃると思うので、特にここの地域の魅力等も含めてしっかり伝えていくこと、やられていると思うんですけれども、返還ということのないようにするためには、さらに今までやってい



る以上に私は必要であると思いますので、その辺を伺います。

それから、医師確保について、医学部等に、私は市長も含めて医療局の方々が足しげく通うということは非常に必要ではないかなと思いますが、医療局、病院事業管理者だけでなく、市長のほうからその点について答弁いただければと思います。

○委員長（小野寺 重君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） 医師確保についてはいろいろご意見があるんですが、今までやってきた古くさい形はあまり取られないほうがいいと思うんですね。

というのは、今、地域医療奥州市モデルと言っているのは、これは県ともいろいろ打ち合わせながらやっているんですが、つまりある医療圏で1つの基幹病院があるわけです。ここは明らかに水沢病院ですね。水沢病院には今91名のお医者さんがいます。水沢病院に医者を集めて、そこから出向というか、派遣する形で、地域の病院のほうに持ってくると。その場合は必要な科目の方を入れてもらうと。それも今までみたいに短期ではなくて数か月という単位でやると、宿直もできるというようなやり方にこれから地域医療は変わってくるだろうと言われていたんです、医師確保についても。

あと今、元岩手中央病院の望月先生とか、それから自治医科大学の今野先生からいろいろアドバイスを受けていますけれども、学生の人事権があるのはやっぱり医学部の教授なんです。ですから、医学部の教授の考え方をしっかり取り入れながら、そういう新しい、やっぱり量と質の問題がありますから、やっぱり我々が必要な医師のレベル、質的なレベルも含めて導入するためには、どういう医療構想を持っているかというのが最初にないといけないんです。その上で交渉するというやり方を我々はこれから進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） 先ほど、勘違いだったら申し訳ないんですけれども、指名されたと思ったので。

それで、私の立場といたしましては、令和4年度なんかは特にそうだったんですけれども、私というよりも、医師確保に関して、それ以前ですと、むやみやたらに何とか、むやみと言ったら変ですけども、大学のほうにいろいろ顔を出して、何とかお願いするというような流れしかなかったんですけれども、去年の間には、特に病院長が中心になりまして、大学のほうの教授に直接具体的なお願いをしながら、何とか道筋をつけるというようなことを一生懸命頑張ってもらっていました。これは今年もそうです。

ちょっとその辺は、まだ具体的にこうなっていると、今後こうなるよという話のほうは、まだお話しできるような形にはなっていませんけれども、ただ、結構、一定の期待を持って進んでいるところもありますので、そういったところは着実に何とかつながりを持って、大学の協力をいただけるような環境をつくっていききたいというのが一つあります。

また、先ほど市長がお話のあったような、やっぱり医師の偏在なり、医師数がどうのこうのといっても、医師数が増えているという話があるので、そもそもやっぱり偏在の問題があるわけなんですけれども、なので、特に地方にはなかなか来ていただけないという環境は、これは多分これからも大きくは変わらないと思いますので、となると、地域にある施設の中でどうやりくりをするかというふうなことにしか最後にはならないんだろうと思います。

なので、自力で頑張れる先ほどの奨学生の話とか、大学へのアプローチとかというのは、それはそれとして、また、地域としてどう医療圏の中で、それぞれがうまく医療環境をちゃんとキープしていくかというようなことをやっぱり前提で考えながら、それぞれの協力を求めるということもあるでしょうし、そういったことでやっていかないと将来は難しいと思っております。いずれ、取組としては、やれるところはこれからもやっていくつもりでおります。

奨学生の義務履行を保留している方というご質問があったと思います。今年度においては1人、貸付けはしていないけれども、義務履行を一旦ちょっと保留しているという方はお一人いらっしゃるという現状でございます

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 17番千葉委員。

○17番（千葉 敦君） 市民の間で、やはりお産ができない地域だということで、産婦人科の医師の確保、そしてお産は1回と言うと言葉はあれですけども、その時だと言えばその時だけなんですけれども、子どもが生まれれば、ゼロ歳児、1歳児、あるいは小学校へ行くまでも、子どもはやはり病気をしやすいわけです。

そうすると、やはり小児科、奥州市全体で個人の開業のクリニックのお医者さんもありますけれども、やはり小児科医が足りないと、そう感じている保護者というか、親の世代の方はたくさんいらっしゃいますので、本当に産婦人科の医師も私たちは求めていきたいと思えますし、小児科の医師も非常に不足していると思えますので、病院としては内科医や整形外科も不足しているのは間違いないんですけども、小児科の医師も不足しているという現状もありますので、その辺のことも確保していただきたいということです。改めて伺って終わります。

○委員長（小野寺 重君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） 今この場で、特定の科の医師の数というような話でなかなかやり取りしても答えは出ないと思います。

先ほど来申し上げているような、取りあえず向こう5年間、今年を含めてですけども、5年間の経営強化プランというものを策定するに当たりまして、そういった内容といいますか、こういった体制というところを含めて、まだ検討しなければいけないところもかなりありますけれども、そういったところでまとめる中で、当然、小児科というのにも入ってくることになりますから、そこで医師数というの、ある程度想定しなければいけなくなると思います。なので、今この場ではちょっとその辺のお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） ほかに。

18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

2点、伺いをいたします。

監査意見書の117ページ、先ほども話がありました病床利用率35%と低水準というのがあります。最後のほうに、監査委員さんからは、経営改善の余地が認められるという表現があります。医療局として、この経営改善の余地についてどのように捉えて、どう対応しようとしているのか、伺いをいたします。

2点目は、140ページに、表6、病院事業会計令和4年度施設別業務分析表というのがございます。大変恥ずかしい話ですが、この数字について、ご説明をいただきたいと思います。

4年度の施設別業務分析、看護師一人一日当たり、水沢病院については0.4人でしょうか、まごころ病院は0.8人。これは入院患者数ですね、看護師一人一日当たり入院患者数が、水沢病院が0.4、まごころ病院は0.8、外来患者数においては、水沢病院が1.8人、まごころ病院が2.8人、前沢診療所が5.1人、衣川診療所が2.2人と、この数字はどのように捉えればよろしいのか。

私など、例えば看護師一人一日当たりの外来患者数1.8というのは、看護師さんが1日1.8人の患者を扱うと、かなり余裕があるんですねという見方になってしまうんですが、この点についてはどのように見ればいいのか。

特に例えば入院患者でいいますと0.4ですね。1人も、1日看護師さんが、0.4人ですから、半分も見ていないということになるんですが、そういう考えもあるかもしれない。そういう意味で、ちょっとこの数字について、ひとつご説明いただければと思います。

○委員長（小野寺 重君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長（佐々木靖郎君） まず、1点目の病床利用率が低いということと、経営改善の余地という部分でございますが、先ほど説明の中でもあったかと思いますが、やはりコロナが一応、終息ではないでしようけれども、5類になって、またコロナ専用病床が開放になれば、やはり病床も2病棟体制、水沢病院の場合ですけれども、2病棟体制になって病床利用率を上げていくことも可能であるというふうに考えてございますので、そちらを上げていって、患者数を上げて、収益を上げるという部分が一番大きいのかなというふうに考えてございます。

それから、先ほどご指摘いただいた140ページの係数の関係なんですが、先ほどほかの委員さんからもあったとおり、3交代制という部分もございますし、それから延べの看護師数ということで、全体の看護師数で割るものですから、ここは多分イメージしている数字よりも低く出るものかなと私はちょっと考えてございます。

○委員長（小野寺 重君） 18番廣野委員。

○18番（廣野富男君） その数字の取り方についてはあれですが、そうしますと、各病院に当たっての看護師一人一日当たりの入院患者数というのはこういう数字だと。決して病院、診療所についてはそれほど大きな問題ではないというふうに捉えるのか。病院経営の中で人件費はかなり高いわけですよ。70だか80ほど高いわけですから、この辺をどう捉えるかというのをやはりきちんと捉えて、市民なり我々に説明しないと、よく分からない数字ばかり上がったって意味ないわけですから、よろしくお願いしたいと。

ここは監査委員さんにお尋ねしてよろしいのかどうか分かりませんが、監査意見書には、経営改善の余地を認めるというコメントがあるわけです。今、医療局のほうではベッドコントロールで何とかなるのではないかとというふうに説明があったわけではありますが、もし監査委員さんのほうでコメントが得られるのであればいただきますし、なければなくて結構です。

今まで、前の改革プランについては、2年度で切れて、令和3年、4年、5年、もう3年間はほとんど目標なしで進めているわけです。先ほど病院事業管理者の話ですと、強化プランは強化プラン、その後に新医療センターのプランが続くというふうに私は受け取ったんですが、そうしますと、この強化プランについては、3、4、5、6、7と、5年間の期間のうちの2年間で打ち立てるというこ

となのか。

要は私が思うのは、かなり監査委員さんから厳しいご指摘が今回あったわけですね。それに対して、病院はどういうふうに、新医療センターはともかく、今の医療機関をどう立て直すかという、やはりその指標、目標がないと、なかなかこれは我々も評価はできない部分がありますから、その辺ぜひ早めにお示しいただきたいなというふうに思っている話でございますので、よろしくお願いします。

○委員長（小野寺 重君） 千田代表監査委員。

○監査委員（千田 永君） 今、経営改善の余地が認められるということは、具体的にどういうことを言っているのか説明してほしいというふうに理解したんですが、それで、例えば病床利用率一つ取ってみても、4年度の場合は35.4%で、全国の黒字団体の平均が64.5%ということで、かなり開きがあります。

それで、ここまで一気に持っていくということが難しいとしても、やはり64.5%でやっている全国の病院というのは同じ自治体病院でございますので、やはりどうしてほかの病院はそういうふうに黒字で病床利用率を上げてやれるんだろうかというふうなことを横同士で研究して、ちゃんとベンチマークをしてやるというふうなことがやっぱり期待されると。

それで、前年度を見ますと39.1%ですから、前年度よりも下がっているわけですね。いろいろコロナとか難しい状態があったとは思いますが、工夫の余地があるんじゃないかなということで、改善の余地が認められるというふうな記述をしております。

なお、ちょっと補足的に申し上げますと、117ページの上段のところ、上の行で、いまだ作成されていないことは遺憾であるというふうな表現をしておりましたけれども、この内容については、強化プランができていないことについて遺憾であると言ったのではなくて、これまでの奥州市立病院・診療所改革プラン改訂版というのが、平成26年から30年までの期間だったんですが、それが32年、2年間延長して令和2年度まで延長になったんですが、元年度、2年度と、その5年間のやつが2年度で切れたのが、3年度からの病院の経営計画というものが空白になっていると。それでいいんですかということをごちらでは意図して、遺憾であるというふうなことを書いたものでございます。

以上です。

○委員長（小野寺 重君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） 今の代表監査委員さんのお話を受けてというか、このお話はこれまでも同様のご指摘をいただいておりますし、別な場面でもいろいろお話を直接伺っておりますし、なので、私どもの認識は全然そのとおりなんですけれども、これまでの場合は、今説明いただいたように、前回の改革プランというのが令和2年度までで一旦区切られるということで、その前から、その次のものをという策定の動きをしておったわけですが、いろいろありまして、多分ご承知だと思いますけれども、成案にはならない形でストップしてしまったということで、改めて国のガイドラインとしては、昨年3月に出されまして、そこで仕切り直しのような形になって、今、経営強化プランというものを、4年度、もしくは5年度で策定しなさいということでありますので、遅くとも5年度中には策定しなければならないということで、今作業をしていると。

ですから、そのことをちょっと振り返れば申し訳なかったとしか言えないんですけれども、いずれ策定しなければいけないということで、今やっています。ですので、先ほどおっしゃったような指標の関係とか、そういったことも含めてなんです、当然何のためのプランかなれば、経営を改善し

なければいけない。評価という表現ではありますけれども、私どもにとってみれば、今がマイナスですから、改善しなければいけないということがまず第一命題、最大というか、一番の目標になりますし、その上で持続していける体制というものをつくっていくためのプランにしなければいけないということになりますので、ご指摘はそのとおりお受けいたしますけれども、それを踏まえた作業を今しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小野寺 重君） ほかに質問のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺 重君） 以上で医療部門に関わる質疑を終わります。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

次の会議は9月21日午前10時から開くことにいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時39分 散会